

松本市都市計画マスタープラン
(全体構想素案)

令和3年8月3日

- 目 次 -

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第1 「都市計画マスタープラン」とは | 1 |
| 1 計画の趣旨と位置づけ | 1 |
| （1）計画策定の趣旨 | 1 |
| （2）計画の位置づけ | 2 |
| 2 計画の構成・期間等 | 3 |
| （1）計画対象区域 | 3 |
| （2）計画の構成 | 3 |
| （3）計画期間 | 3 |
| 第2 松本市の現況と都市づくりの課題 | 5 |
| 1 松本市の現況 | 5 |
| （1）地勢 | 5 |
| （2）歴史 | 5 |
| （3）人口（更新予定） | 5 |
| （4）土地利用や都市基盤 | 6 |
| （5）都市計画 | 6 |
| 2 都市づくりの課題 | 7 |
| （1）自然や歴史的資源の保全と活用 | 7 |
| （2）都市全体と各地域における活力の維持 | 8 |
| （3）集約型都市構造実現に向けた立地誘導 | 8 |
| （4）広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実 | 10 |
| （5）安全で快適に生活できる都市づくりの推進 | 11 |
| 第3 全体構想 | 11 |
| 1 将来都市像 | 12 |
| 2 都市づくりの基本方針 | 13 |
| 3 松本市が目指す都市構造 | 15 |
| 4 分野別の都市整備の方針 | 25 |
| 4-1 土地利用の方針 | 25 |
| 4-2 交通体系の整備方針 | 32 |
| 4-3 公園緑地の整備方針 | 38 |
| 4-4 河川及び上下水道の整備方針 | 40 |
| 4-5 自然環境の保全・育成の方針 | 42 |
| 4-6 景観形成の方針 | 44 |
| 4-7 都市防災の方針 | 46 |
| 5 新たな都市整備の方針 | 49 |
| 5-1 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針 | 49 |
| 5-2 都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針 | 51 |

第1 「都市計画マスタープラン」とは

1 計画の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、独自の都市政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿、地域の身近な都市空間を重視した都市づくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

現在は、100年もしくは200年に一度の大きな転換期を迎えていると言われ、今後も引き続き不確実かつ曖昧な状況が続くと考えられる中、様々な事態に臨機応変に対応できることが求められています。

本市でも、郊外部における急速な人口減少や高齢化の進展、市街地における空き家や低未利用地等による低密度化、地域産業活性化への対応、大規模災害への対応など、従来からの課題に加え、ウィズコロナ時代への転換、デジタル化への対応など、新たな社会経済情勢の変化にも機動的に対応することが必要となっています。

平成22年に策定した松本市都市計画マスタープラン(以下「旧計画」という。)は、目標年次が平成37年(令和7年)までとなっていますが、こうした転換期に適切に対応していくため、松本らしさを大切にしながら更なる磨きをかけた都市づくりを実現するために、計画期間の完了を待つことなく改定を行うこととしました。

松本市における主な経過

| | | |
|-------|----|-------------------------------|
| 平成11年 | 5月 | 松本市都市計画基本方針を策定 |
| 令和17年 | 4月 | 四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併 |
| 平成22年 | 3月 | 松本市都市計画マスタープランを策定 波田町と合併 |
| 平成25年 | 3月 | 松本市都市計画マスタープランを一部改定 |
| 平成29年 | 3月 | 松本市立地適正化計画を策定(都市機能誘導区域等を設定) |
| 平成31年 | 3月 | 松本市立地適正化計画を一部改定(居住誘導区域等を追加設定) |

(2) 計画の位置づけ

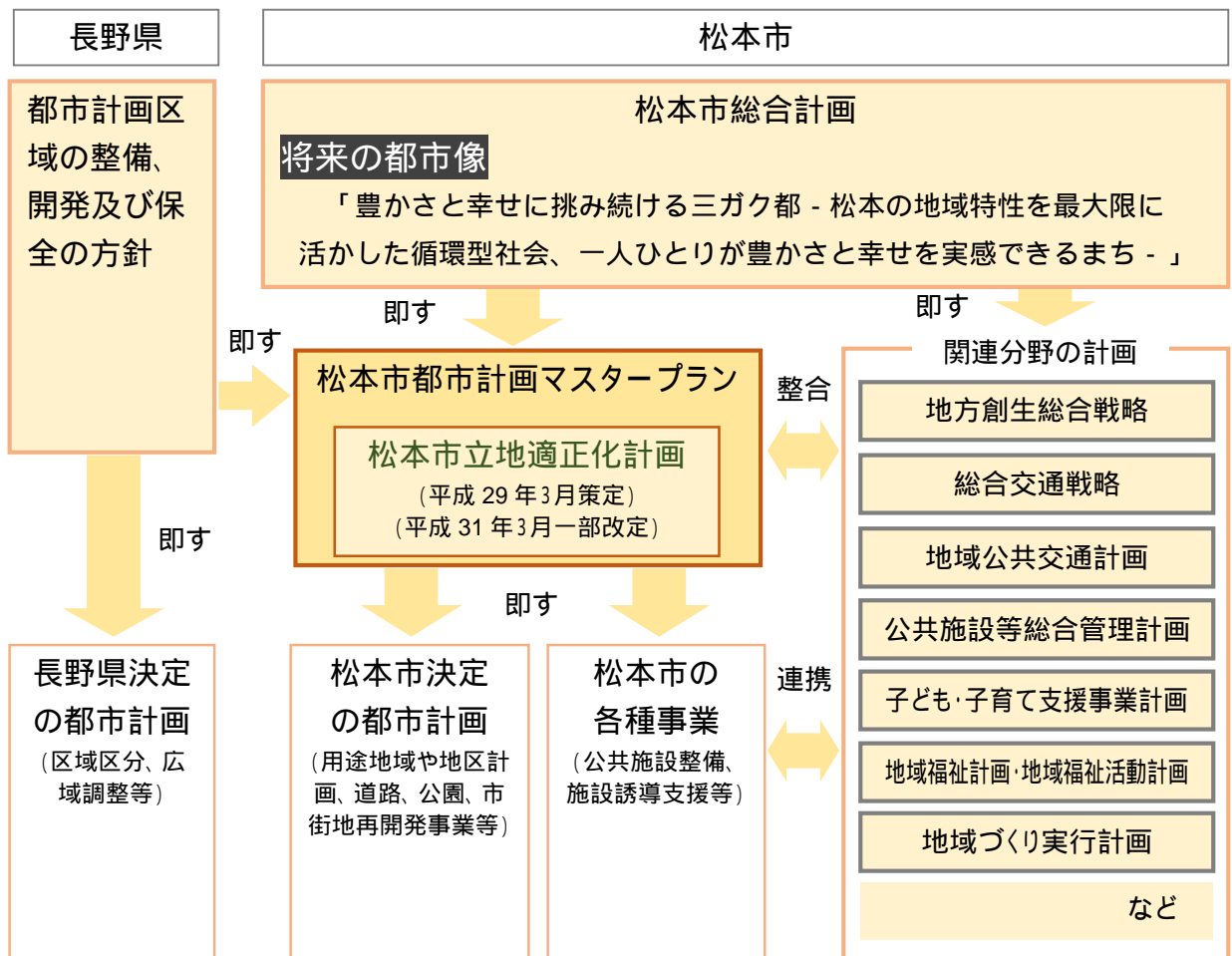
「松本市都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)は、市の最上位計画である「松本市総合計画」、県が広域な視点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)などに即して定めるものであり、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となります。

個別計画の実施レベルの内容を規定する計画ではなく、市民と行政の協働により本市の将来像を明らかにすることで、市民をはじめとする関係者のみなさんに、具体的な都市づくりへの理解と参加を促すことを目的とする計画です。

なお、平成 29 年に策定(平成 31 年に一部改定)した「松本市立地適正化計画」は、松本市都市計画マスタープランの一部としてみなされます(都市再生特別措置法第 82 条)。

また、平成 29 年度に計画満了を迎え、次期計画を策定しないことを決定した「第 2 次松本市国土利用計画」に代わり、市域全体を対象とした計画的な土地利用に関わる個別計画の一つとしての役割も担います。

計画体系上の位置付け

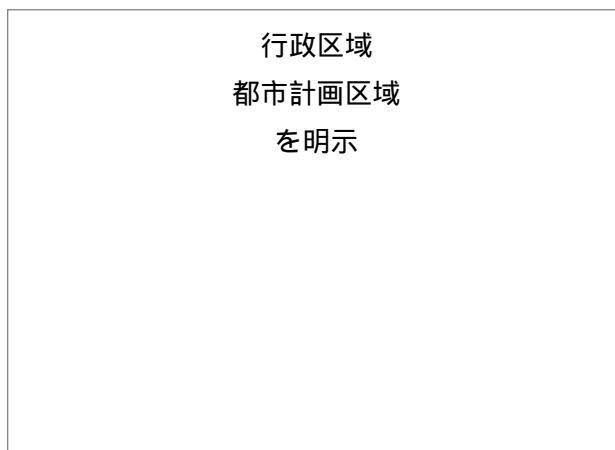


2 計画の構成・期間等

(1) 計画対象区域

市域全体を一体的に捉えた都市づくりの方向性を示すため、本計画の対象区域は、都市計画区域が指定されていない区域も含めた市域全体とします。

計画対象区域



(2) 計画の構成

本計画は、次の5編で構成します。

| | | |
|-----------|---------------------------|---|
| 第1 | 「都市計画マスタープラン」とは | 計画策定の趣旨、計画の対象区域・目標年次・構成等など、計画策定の前提条件を示します。 |
| 第2 | 松本市の現況と都市づくりの課題 | 本市の現況や取り巻く情勢を踏まえ、直面する都市づくりの課題を示します。 |
| 第3 | 全体構想 | 市域全体を対象とし、目指すべき都市像及びその実現のための整備課題、整備方針など、都市づくりの考え方を示します。 |
| 第4 | 地域別構想 | 市域を14地域に区分し、各地域の現状と課題を踏まえて、地域別の都市づくりの方針などを示します。 |
| 第5 | 都市計画マスタープランの実現に向けて | 計画を実現していくための方策、推進体制、計画の評価・進捗管理の考え方を示します。 |

(3) 計画期間

本計画は、令和3年から令和22年までの概ね20年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の大きな変化や上位計画の改定などにより、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

計画の構成・期間等

計画対象区域

松本市域全域

計画期間

令和3年から令和22年まで

第1 「都市計画マスタープラン」とは

- 1 計画の趣旨と位置づけ
- 2 計画の構成と目標

計画策定の前提条件を示します。

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

- 1 松本市の現況
- 2 これからの都市づくりの課題

直面する都市づくりの課題を示します。

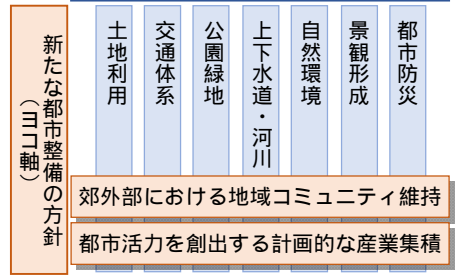
市域全体を対象とした都市づくりの考え方を示します

第3 全体構想

- 1 将来都市像
- 2 都市づくりの基本方針
- 3 松本市が目指す都市構造
- 4 分野別の都市整備の方針
- 5 新たな都市整備の方針

都市整備の方針の構成

分野別方針（タテ軸）



第4 地域別構想

- 14 地域ごとの構想

14 地域の都市づくりの方針を示します

第5 都市計画マスタープランの実現化に向けて

計画を実現していくための具体的な方策や体制などについて示します

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

1 松本市の現況

(1) 地勢

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、県内で最も広い市域を有しています(978.47k㎡)。

日本の屋根と言われる山岳地帯から広大な松本平(松本盆地)まで、変化に富んだ地形と多様な環境が形成され、幾多の河川のほか、湧水やせせらぎなどが市内の随所にみられます。

(2) 歴史

江戸時代は松本藩の城下町として栄え、特に中心市街地には、城下町の町割りや歴史的建造物など、個性的な歴史文化資源を数多く残しています。

平成12年には特例市の指定を受け、さらに、令和3年4月には中核市へと移行し、地域を牽引する都市として、市民の生活向上と自律分散型社会の実現に向けて新たなスタートを切りました。

(3) 人口(更新予定)

人口は、平成27年国勢調査では242,293人、令和2年国勢調査の速報では241,337人です。

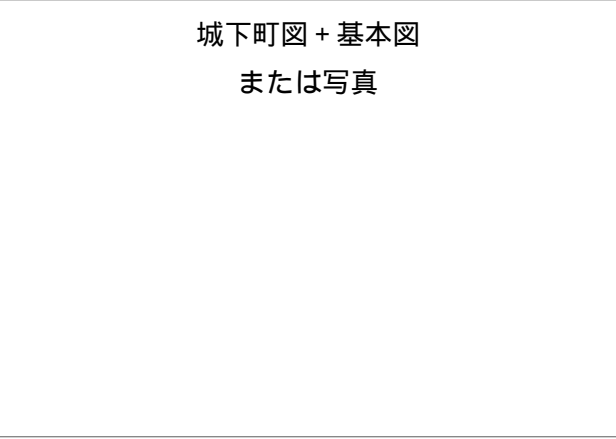
国勢調査によると、前計画策定後の10年間(H17~H27)で、市内への転入増加により約750人増加しました。

長期的には市全体の人口は減少すると推計されており、すでに中心市街地や中山間地では、人口減少や少子高齢化が顕著に進んでいます。

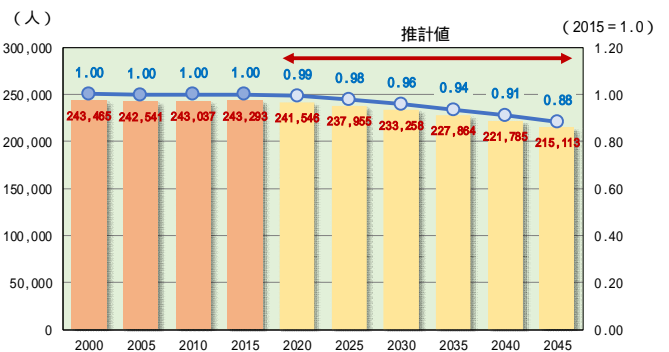
松本市の位置(又は地勢)



図または photo



松本市の人口推移



(資料: 国勢調査、日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計))

【参考】 国勢調査の公表予定・見込み
R 2.10 国勢調査
R 3.6 速報値(男女別人口及び世帯数(市区町村))
R 3.11 確定値(人口等基本集計(人口、世帯数等/市区町村))
R 5.3 社人研地域別将来人口推計(市町村別)

(4) 土地利用や都市基盤

市街地では、歴史と文化を感じられるまちなみ整備や地域の特色を活かした都市基盤整備を積極的に進めてきました。しかし、近年は、空き地や空き家が増加し、市街地の低密度化が進んでいます。

一方、郊外部や中山間地の一部では、農林業就業者の高齢化や担い手不足が進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などが懸念されています。

また、都市計画道路については、整備を推進してきました。一方、長期に渡り未着手の路線は見直すこととし、令和元年 11 月には、市内で初めて 2 路線（城山新井線・松本朝日線）の一部を廃止しました。

中心市街地の低密度化
や中山間地の荒廃農地等

(5) 都市計画

昭和 2 年、当時の松本市と本郷村を合わせて松本都市計画区域を指定し、昭和 46 年に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の線引き）を決定しました。その後、平成 7 年に旧波田町で波田都市計画区域を、平成 14 年に旧梓川村で梓川都市計画区域を指定しました。

市町村合併後、平成 22 年に梓川都市計画区域と、平成 26 年に波田都市計画区域と松本都市計画区域が統合し、それぞれ区域区分を決定することで土地利用制限の格差を是正し、一体の都市として整備を推進してきました。

市街地において密度の高い土地利用を、郊外部において農林業等と調和した土地利用を推進してきた結果、平成 27 年 10 月現在、市域面積の約 4.1%にあたる市街化区域内に市民の約 71%が居住し、市民及び都市圏全体を支える高次な都市機能や多くの商業施設等が立地しています。

本市の面積・人口

| 区 分 | 面積 | 人口 |
|---------|----------|-----------|
| 市域全体 | 97,847ha | 243,293 人 |
| 都市計画区域 | 30,191ha | 236,047 人 |
| 市街化区域 | 4,008ha | 172,952 人 |
| 市街化調整区域 | 26,183ha | 63,095 人 |
| 都市計画区域外 | 67,656ha | 7,246 人 |

人口は平成 27 年国勢調査

平成 29 年に策定（平成 31 年一部改定）した松本市立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定め、市街化区域内におけるメリハリのある土地利用を誘導し、既存の都市機能や公共交通等の持続可能性を高めることで、市域全体の住民の生活利便性の維持・充実を図る方針を定めました。

2 都市づくりの課題

旧計画に示した「都市づくりの課題」をもとに、松本市の現況や全国的な課題等を踏まえ、上位計画・関連計画との整合を図りつつ、これからの都市づくりの課題を抽出します。

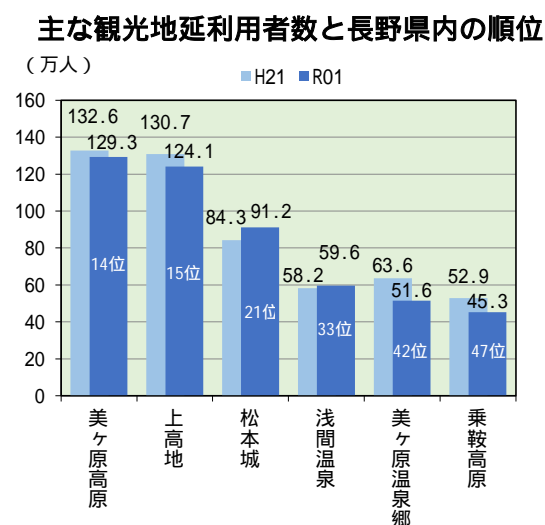
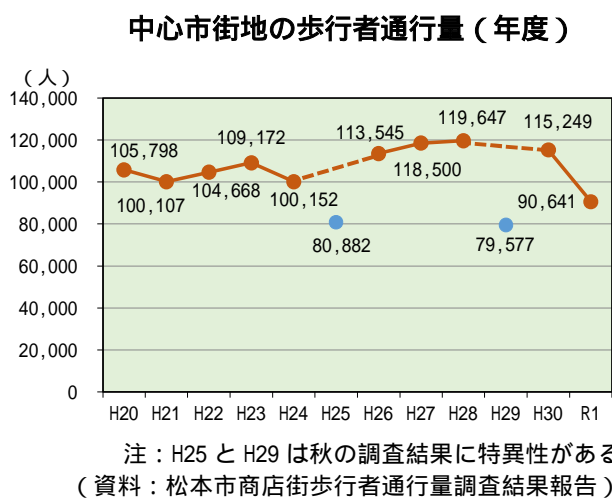
| | | | | | |
|---|-------|---|--------|---|----------|
| 新 | 新たな課題 | 継 | 継続的な課題 | 改 | 一部見直した課題 |
|---|-------|---|--------|---|----------|

(1) 自然や歴史的資源の保全と活用

| | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|
| これからの 都市づくり の課題 | 継 | 松本市の貴重な自然資源の保全とこれら資源を活かした市の魅力づくり |
| | 継 | 松本城等の歴史文化資源を核とした中心市街地全体の魅力と回遊性の向上 |
| | 改 | 優良農地、自然環境の保全と地域特性に応じたきめ細かい土地利用コントロール |

| 現 況 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・歴史や文化を活かしたイベント開催、旧開智学校校舎の国宝指定などにより中心市街地における歩行者通行量は平成24年度以降増加傾向にありましたが、令和元年度には減少しています。 ・郊外部（田園地帯や里山）でのミニ開発や農地荒廃等により田園景観が損なわれつつあります。 ・美ヶ原高原や北アルプスなど山岳観光地の観光客が減少しています。 ・新型コロナウイルス感染症拡大を機に、大都市一極集中の流れが変化しつつあります。 |

| 対応の方向性 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・2つの国宝が存在するエリア全体の魅力向上、中心市街地内の歩行者空間の改善・形成 ・農林業施策と都市計画の連携による、適切な土地の保全・活用の推進 ・自然の恵みを活かした山岳リゾートの形成とさらなる活用 ・価値観の転換やライフスタイルの多様化を見据えた自然や歴史資源のさらなる保全・活用 |



注：美ヶ原高原は上田市・長和町・松本市の合計
（資料：観光地利用者統計調査結果、長野県観光部）

(2) 都市全体と各地域における活力の維持

| | | |
|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| これからの 都市づくり の課題 | 改 | 生活利便性の高い市街地・集落への緩やかな居住誘導 |
| | 改 | 中心市街地や既存住宅団地における既存ストックの有効活用 |
| | 改 | 生活、産業、観光等多様な分野を通じた市街地と郊外部の連携強化 |
| | 継 | 産業政策と連携した新たな産業立地の誘導 |
| | 新 | 市内35地区の特性を踏まえたまちづくりと郊外部の地域コミュニティの維持 |
| 新 | 地域資源(スポーツや温泉、観光など)を活用した健康づくりの推進 | |

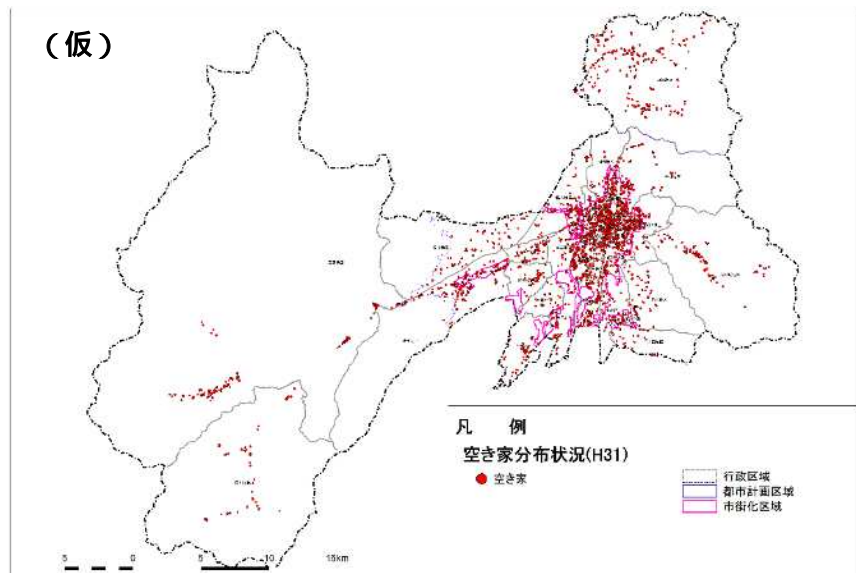
現 況

- ・ 中心市街地に高次な都市機能や商業施設等が集積している一方で、空き家増加等により既成市街地の低密度化や活力低下がみられます。
- ・ 農業（農家数）、工業（従業者数等）は減少傾向ですが、商業（従業者数等）や観光（中心市街地観光客）は近年増加傾向にあります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、商業や観光も先行きが見通せない状況となっています。
- ・ 新松本工業団地は令和元年に分譲が完了し、産業立地の需要は今後も続くことが予想されます。
- ・ 中山間地では、急速に人口減少や少子高齢化が進展しています。
- ・ 浅間温泉や美ヶ原温泉の利用者数は、年々減少する傾向にあります。

対応の方向性

- ・ 密度が高い市街地の形成、身近な生活圏における機能集積の推進
- ・ 生活利便性が高い市街地における既存ストック（インフラや建物）の有効活用
- ・ 松本の特色を活かした産業・観光との連携
- ・ 産業政策と連携した新たな産業立地誘導や先進企業の誘致策の検討
- ・ 地域特性を活かした35地区の取組みと連動した都市づくりの推進
- ・ 観光客・住民にとって魅力的な空間形成と地域資源（温泉等）の活用

市内の空き家分布状況



(3) 集約型都市構造実現に向けた立地誘導

これからの 都市づくり の課題

- 改 都市機能誘導区域における都市機能の立地誘導
- 新 市街化調整区域における日常生活に必要な機能の確保
- 改 都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定を踏まえた土地利用配置の見直し

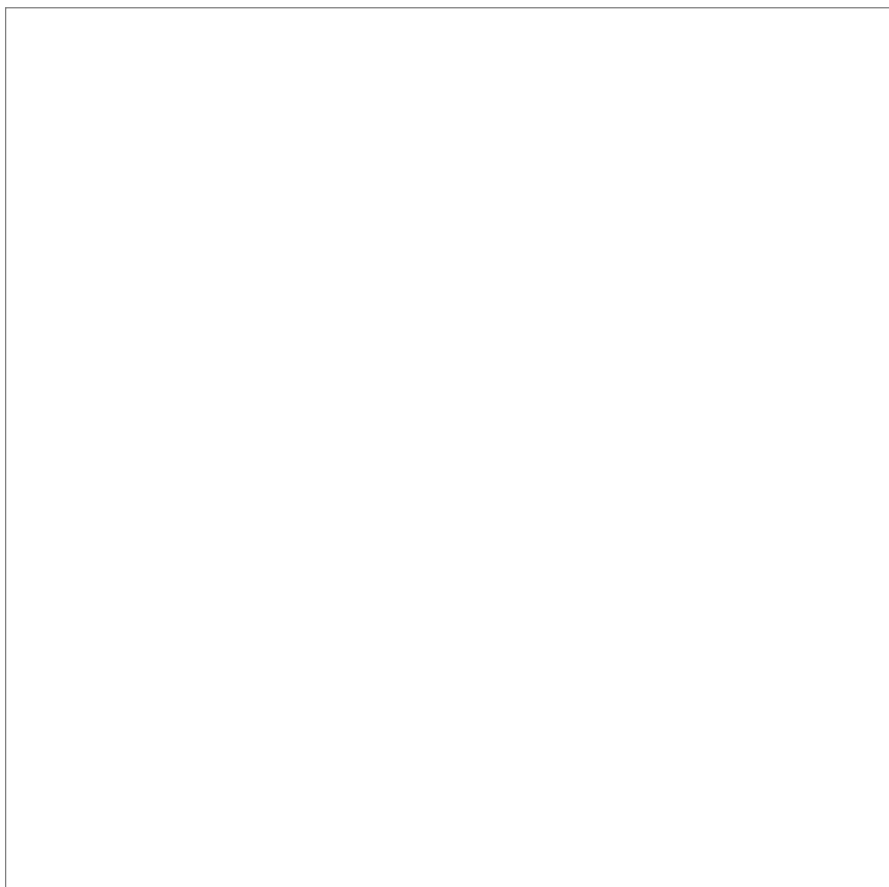
現 況

- ・「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向け、立地適正化計画や総合交通戦略、地域公共交通計画などを策定し、具体的な取組みを推進してきました。
- ・人口減少が進む中山間地では、生活サービス施設の利用環境悪化が懸念されています。
- ・A I ・ I C T の劇的な進化により、多様で柔軟な働き方が普及し、人口などの地域的偏在が是正される可能性が高まっています。

対応の方向性

- ・立地適正化計画に基づく誘導区域への都市機能や居住人口の維持・誘導の推進
- ・市街化調整区域における日常生活に必要な機能の確保
- ・誘導区域内外の人口密度の状況を踏まえた土地利用配置見直し

都市機能誘導区域と居住誘導区域



(4) 広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実

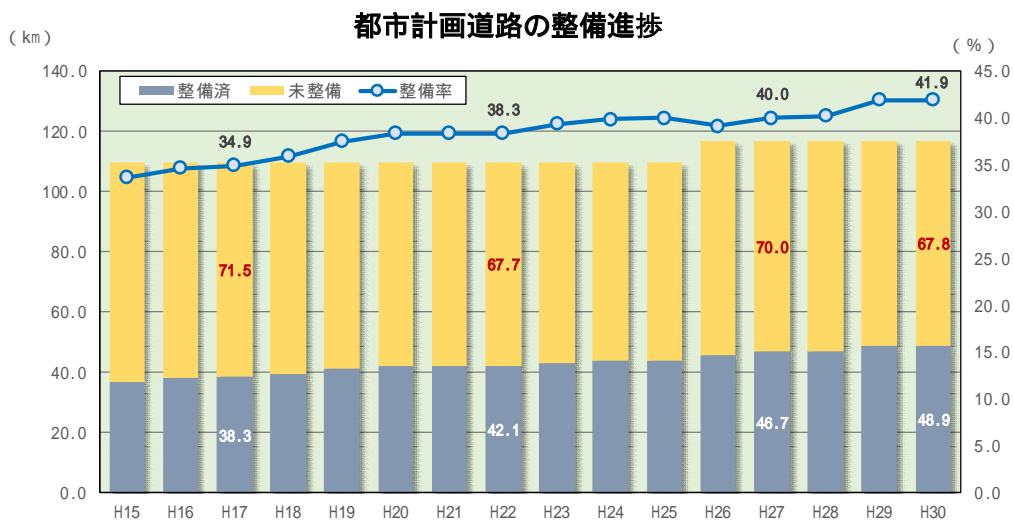
| | | |
|--------------------------------|---|---------------------------------|
| これからの 都市づくり の課題 | 改 | 広域交通ネットワーク整備を踏まえた環状放射道路網の強化 |
| | 継 | 多様な利用者のニーズに対応したきめ細かい公共交通サービスの提供 |
| | 継 | 公共交通ネットワークによる地域間連携の強化 |
| | 継 | 自家用車を利用しなくても安全・快適に暮らし続けられるまちづくり |
| | 継 | 中心市街地における歩行空間の創出・自転車活用の推進 |

現 況

- ・ 幹線道路を形成する都市計画道路等が整備途中であり、市街地内の通過交通が交通混雑を発生させています。
- ・ 信州まつもと空港の利用者は、近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症による減便等の影響を大幅に受けています。さらに、中部縦貫自動車道など広域的な道路網整備が進みつつあります。
- ・ 公共交通（鉄道、路線バス）利用者数は長期的な減少傾向にあり、市内の移動は、依然として約7割を自動車に依存しています。また、公共交通空白地である郊外部の生活では、自動車利用が不可欠となっています。
- ・ 自動運転、MaaS等のICTを用いた新技術の革新・普及など、交通を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

対応の方向性

- ・ 広域的な交流圏の拡大を見据えた幹線道路網の強化
- ・ 観光需要を活かした地域間交流や地域経済の活性化に向けた空路及び空港の利便性の向上
- ・ 鉄道やバスなどをスムーズにつなぐ交通体系の構築
- ・ 持続可能な公共交通体制の構築や新技術の活用による安全・快適な暮らしの提供
- ・ 賑わいのある中心市街地を目指して、歩行者のための道路空間の利用、自転車活用環境の形成



(5) 安全で快適に生活できる都市づくりの推進

| | | |
|---------------|---|--------------------------------|
| これからの都市づくりの課題 | 改 | 生活圏に安全性と快適性を生み出す都市基盤の維持・整備 |
| | 改 | 被災後の迅速な復旧・復興を可能にする防災拠点の確保 |
| | 継 | 中心市街地等における防災性向上に向けた取組みの推進 |
| | 継 | 市民等が主体となった緑化の推進、公園の整備及び維持管理の推進 |
| | 継 | 治水機能と生物多様性に配慮した水辺空間の整備 |

現 況

- ・これまで整備してきた道路や公園等の都市基盤施設が老朽化し、維持管理・更新費用の増加が見込まれています。
- ・雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、従来の想定を超える被害が全国で発生するようになっています。
- ・老朽木造建築物等の建替えや都市計画道路の整備により、災害発生時に延焼等の危険度が高い街区は減少しましたが、依然として市内各所に危険度が高い街区が点在しています。
- ・市内の河川は、自然と共生した都市づくりを進めてきた結果、本市の魅力の一つになっています。

対応の方向性

- ・都市基盤整備について予防保全の考え方に基づくトータルコストの縮減・平準化
- ・大規模な被害が生じた場合を想定した、都市復興の基本的方向性や優先順位の検討
- ・道路整備の継続や耐震改修、空き家対策等の連携による防災性の向上
- ・多様な主体によるグリーンインフラの展開、快適性と安全性を備えた「質」を重視した公園の整備・維持管理
- ・治水機能の向上や自然環境の保全の取組み継続、河川が有する多様な機能の活用

災害危険度判定調査による「総合危険度」

縮小図面にして掲載

or

次頁に掲載

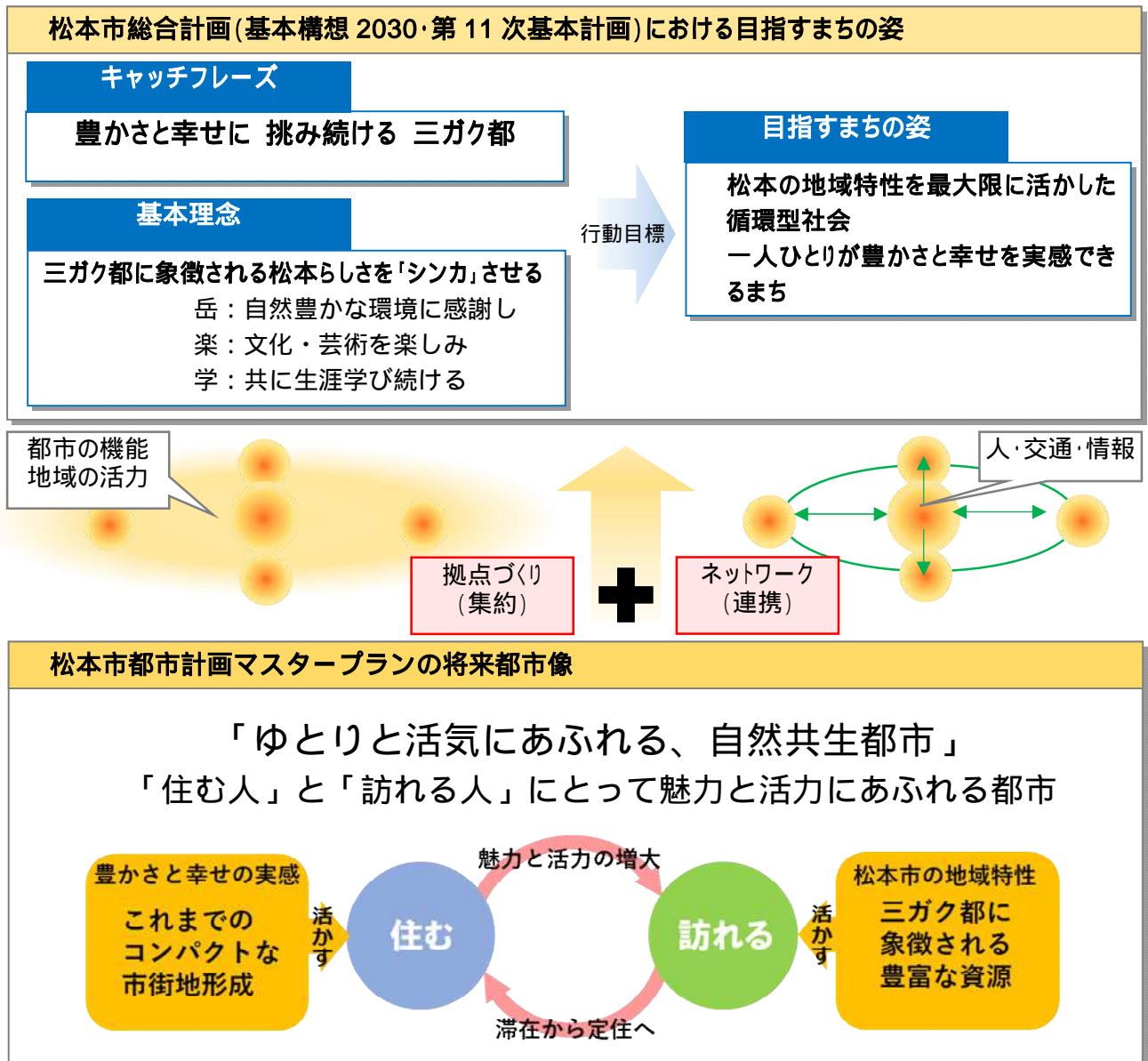
第3 全体構想

1 将来都市像

「松本市総合計画」(令和3年3月策定)では、本市の将来の都市像を「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都 - 松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会、一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち - 」と掲げています。本市では、この将来像の実現に向けて、あらゆる分野の取組みを総合的に進めます。

一方、都市づくりは、長い時間をかけて創り上げていく作業です。このため、これまでの積み重ねを継承しつつ、より積極的に「コンパクトな市街地形成の取組み」と「松本の豊富な資源を活かした都市づくり」を推進することで、目指すべき将来の都市像を実現します。

将来都市像



2 都市づくりの基本方針

都市づくりの課題を解決するため、以下のとおり都市づくりの基本方針を定めます。

(1) 歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり

歴史的文化資源や美しい自然など、松本の魅力を最大限に活かす都市づくりを進めます。

脱炭素社会への移行に向け、再生可能エネルギーの活用をはじめ、「ゼロカーボンシティ」を目指した都市づくりを進めます。

恵まれた自然環境を活かした観光業や農林業の振興、高速交通網等を活かした工業・流通業の集積拡大、広域的な拠点性を活かした商業の活性化などにより、雇用の場や活力の創出へとつなげる都市づくりを進めます。

(2) 誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり

子どもから高齢者まであらゆる世代が安心して暮らせるよう、身近な生活圏の利便性の向上に重点を置いた都市づくりを進めます。

ライフスタイルに応じた多様な暮らし方や働き方が選択できるよう、利便性の高い中心市街地と、ゆとりある生活を提供する郊外部との連携を重視した都市づくりを進めます。

(3) 集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり

将来のあらゆる変化にも柔軟かつ強靱に対応できるよう、持続可能性を重視した都市づくりを進めます。

既存のインフラや公共施設を最大限に有効活用し、必要な整備・開発に重点的に投資することで、財政負担や環境負荷が少ない効率的な都市づくりを進めます。

様々な機能が集積する中心市街地や鉄道駅周辺と郊外部の拠点を連絡する公共交通や情報のネットワークを確保・強化し、都市全体の機能性を高める都市づくりを進めます。

(4) 自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり

潜在する災害リスクを未然に軽減する視点と、災害発生後の被害拡大を軽減する視点の両面から災害に強い都市づくりを進めます。

いかなる災害が発生しようとも、被害を最小限に食い止め、迅速な復旧・復興を可能にするため、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せや復興にむけた事前準備など、防災・減災を重視した都市づくりを進めます。

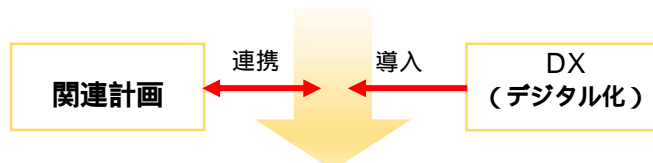
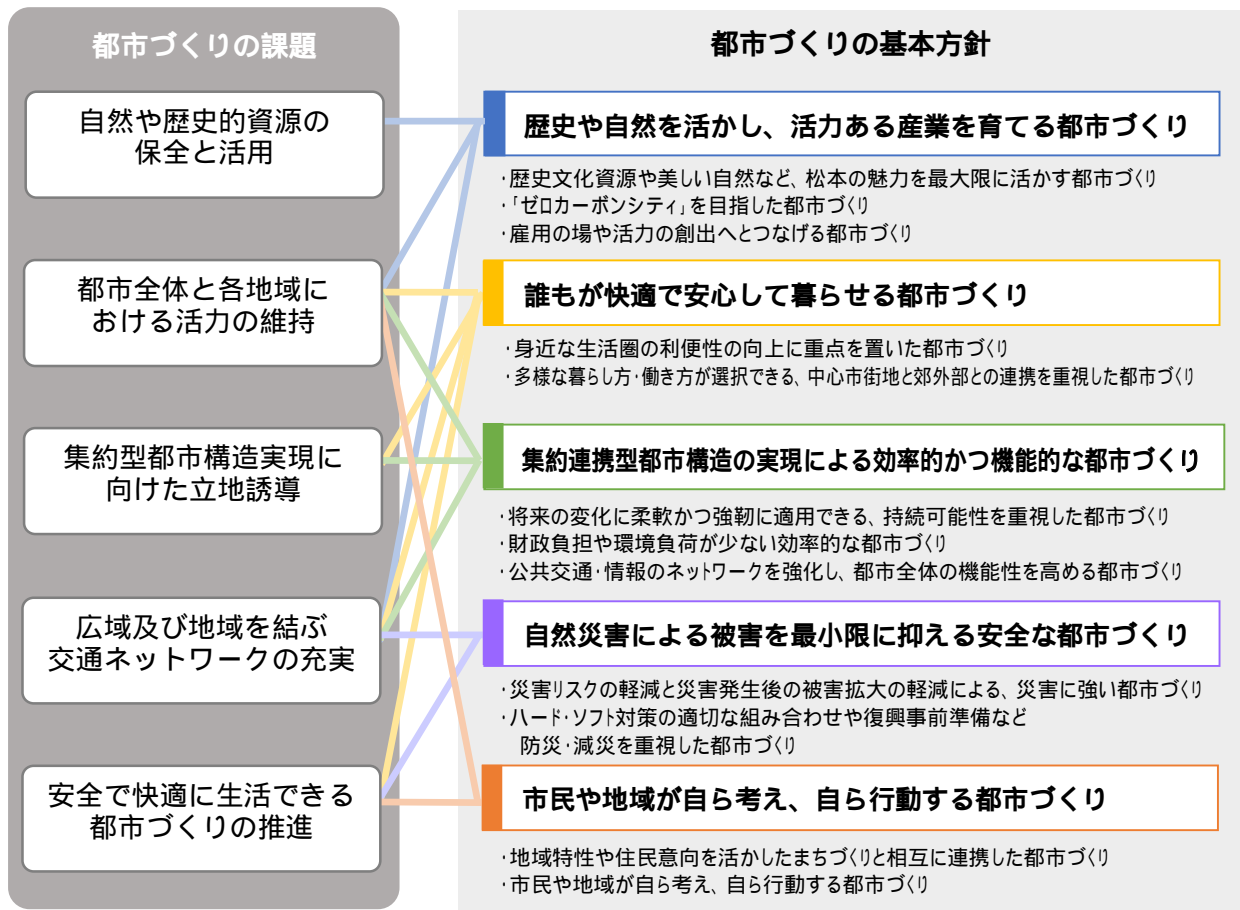
(5) 市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり

地域が自立的・持続的に発展できるよう、都市全体を見据えた都市計画と、地域特性や住民意向を活かしたまちづくりとが相互に連携した都市づくりを進めます。

また、市民や事業者が自主的かつ主体的に都市計画や地域づくりに参加する機会を拡大し、市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくりを進めます。

さらに、都市づくりの課題を解決するための基本方針に加え、DX・デジタル化を市民の生活を豊かにし、安全・安心な暮らしを実現するためのエンジンに位置付け、総合計画において定めた目指すまちの姿を実現していきます。

都市づくりの課題・基本方針と将来の都市像の関係



豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会
一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち

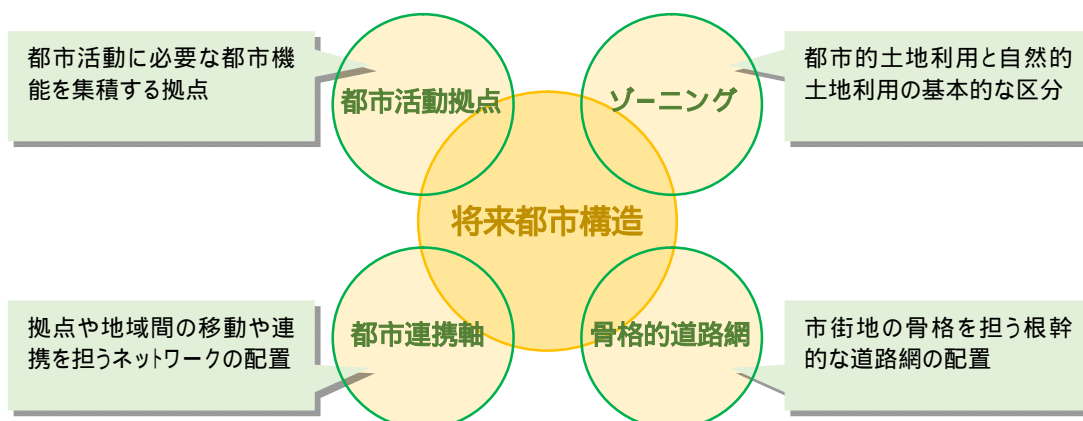
3 松本市が目指す都市構造

(1) 基本的な考え方

「都市構造」とは

都市構造とは、都市の骨格を概念的に示したものであり、都市空間を構成する4つの要素（都市活動拠点、都市連携軸、骨格的道路網、ゾーニング）で目指すべき都市の姿を表したものです。

松本市における都市構造の「構成要素」



都市構造の基本的考え方

本市は、地域の特性を活かした35地区のまちづくりを土台としつつ、松本城・松本駅・あがたの森を中心にコンパクトな中心市街地を形成しているほか、主要な鉄道駅やバス停を中心に複数の拠点的エリアを形成しています。

また、鉄道等の公共交通や高速道路・幹線道路等を通じて、周辺自治体とも広域的な結び付きを持ちながら、行政界を超えた生活圈・利用圏を形成してきました。

今後は、これまで培った既存ストックを有効活用して利便性や魅力を備えた都市環境を維持し、自然環境と共生する安全で快適な都市環境を創出することで、様々な魅力や特性を備えた地域が相互に連携しながら、市域全体として持続的に発展することが重要となります。

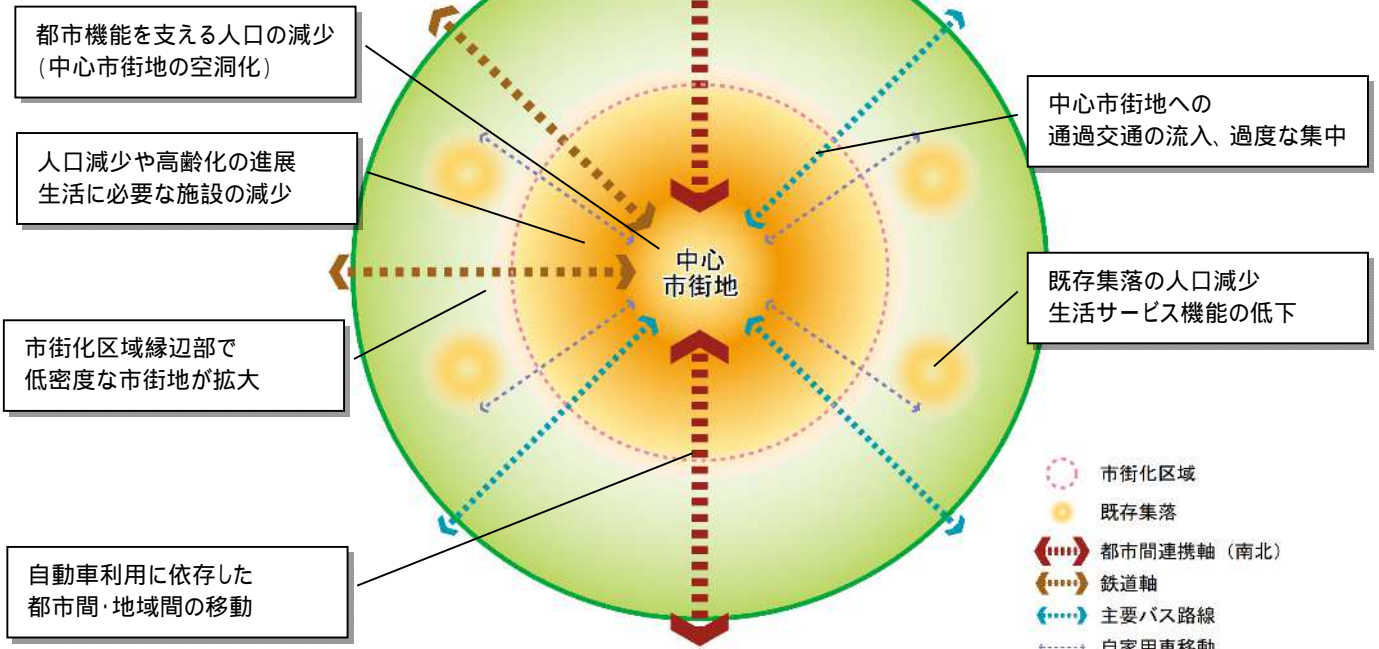
その実現に向けて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を基本として、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、利便性の高いエリアと周辺地域拠点の連携を強化する都市構造を目指します。

このため、旧計画が掲げた「集約型都市構造」を更に発展させ、コンパクトで利便性の高い市街地形成と、市内の複数の拠点的エリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。

松本市における集約連携型都市構造モデル(概念図)

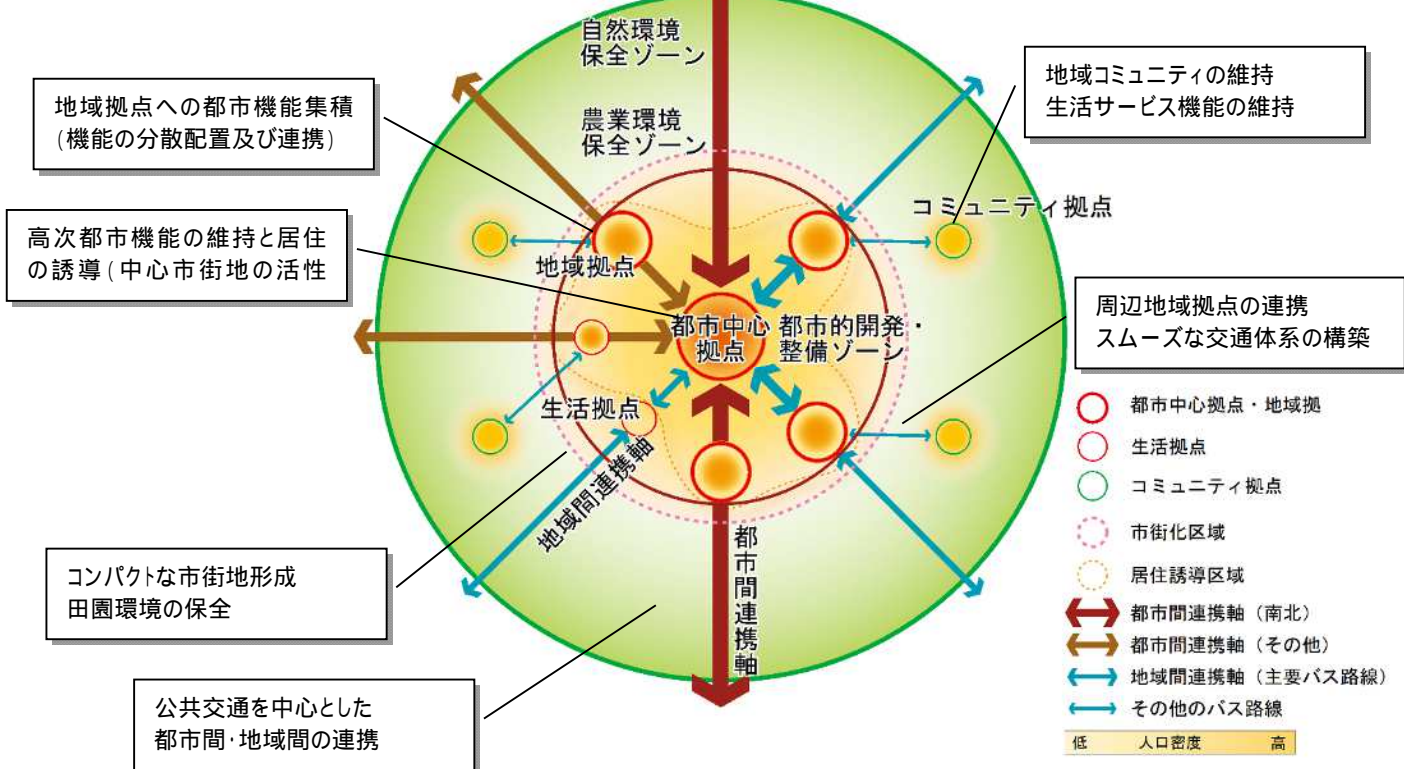
現 状

旧計画で目指していた都市構造
「集約型都市構造」の実現



将 来

新たに目指す都市構造
「集約連携型都市構造」
拠点づくりの強化 + ネットワークの強化
(集約) (連携)



(2) 基本的なまちづくりの方向性

都市機能誘導区域（都市中心拠点）のまちづくり

松本城～あがたの森～松本駅を中心とする中心市街地は、松本広域都市圏の中心拠点として多様で高次の都市機能を集約することで、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

松本城を始めとする史跡（歴史的建造物）の保全、美術館や市民芸術館などを利用した芸術活動の活発化、個性的な商業の振興、歩行者優先に配慮した交通環境の改善などにより、松本の文化を楽しめるまちを目指します。住環境では、空き地や空き家などの有効活用を図り、多様な世代や世帯のライフスタイルに対応した高密度な住宅地の形成を目指します。

都市機能誘導区域（地域拠点）のまちづくり

主要な鉄道駅やバス停周辺は、地域拠点として生活サービス施設の誘導、充実を図り、拠点性の高い施設の維持誘導を行うことで、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちを目指します。

地域拠点周辺には、身近な商店や、医療・福祉サービス施設等の配置を誘導します。住環境では、家族世帯が暮らせるような広さの住宅・敷地を有する住宅地の形成を目指します。

居住誘導区域や市街化区域内（生活拠点）のまちづくり

都市機能誘導区域や鉄道駅等にアクセスしやすい範囲は、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように居住誘導を行うことで、良好な住環境の形成を図ります。

また、周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導を行う拠点を生活拠点とし、各地域を支える拠点として配置・形成します。

その他市街化区域内のまちづくり

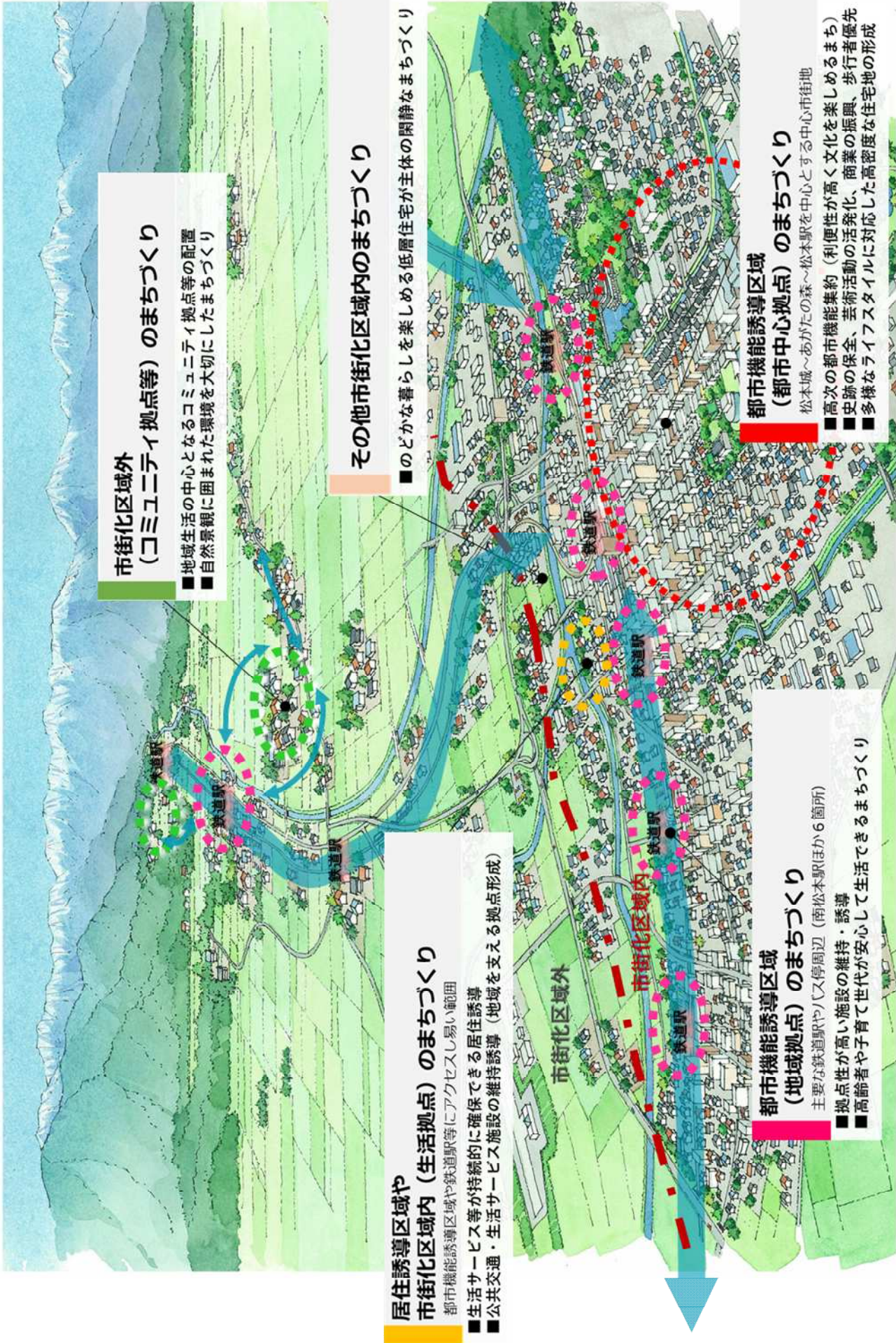
その他の市街化区域内については、雄大なアルプスを背景とした、のどかな暮らしを楽しめるような低層の戸建て住宅を主体とした閑静なまちを目指します。

住宅地には、家庭菜園やガーデニングを楽しめるようなゆったりとした敷地があり、また農地は、暮らしの身近な緑地として捉え、緑豊かなまちづくりを進めます。

市街化区域外（コミュニティ拠点等）のまちづくり

市街化区域外においては、地域の生活の中心となるコミュニティ拠点を配置し、公共交通や生活サービス施設を維持・誘導することで、地域コミュニティの維持と豊かな山林、田園、果樹園などの自然景観に囲まれた環境を大切にしたい暮らしができるまちを目指します。

既存集落では、コミュニティの維持・活性化のため、既存の空き家などの活用や、定住・移住を受け入れる施策をさらに推進するとともに、集落と地域拠点等を繋ぐ公共交通の維持・充実により、活性化を図ります。



**市街化区域外
(コミュニティ拠点等) のまちづくり**

- 地域生活の中心となるコミュニティ拠点等の配置
- 自然景観に囲まれた環境を大切にしたいまちづくり

その他市街化区域内のまちづくり

- のどかな暮らしを楽しめる低層住宅が主体の閑静なまちづくり

**居住誘導区域や
市街化区域内 (生活拠点) のまちづくり**

- 都市機能誘導区域や鉄道駅等にアクセスし易い範囲
- 生活サービス等が持続的に確保できる居住誘導
 - 公共交通・生活サービス施設の維持誘導 (地域を支える拠点形成)

**都市機能誘導区域
(地域拠点) のまちづくり**

- 主要な鉄道駅やバス停周辺 (南松本駅ほか6箇所)
- 拠点性が高い施設の維持・誘導
 - 高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちづくり

**都市機能誘導区域
(都市中心拠点) のまちづくり**

- 松本城へあがたの森～松本駅を中心とする中心市街地
- 高次の都市機能集約 (利便性が高く文化を楽しめるまち)
 - 史跡の保全、芸術活動の活発化、商業の振興、歩行者優先
 - 多様なライフスタイルに対応した高密度な住宅地の形成

(3) 将来の都市構造

都市活動拠点

都市機能の集積や都市活動を集中的に展開するエリアとして、次のとおり都市活動拠点を配置し、それぞれの役割に応じた誘導や整備を進めます。

都市活動拠点の種別と配置方針・誘導方針

| 種別 | 配置方針と誘導方針 | |
|------------|-----------|--|
| 都市中心拠点 | 配置方針 | 中心市街地(松本城・松本駅・あがたの森を結ぶ歩行者の回遊性を高めるエリアを含む)の都市機能誘導区域内に配置します。 |
| | 誘導方針 | 松本都市圏を対象とする高次都市機能の集積を誘導するほか、中心市街地として複合的な都市機能を誘導します。 |
| 地域拠点 | 配置方針 | 主要な鉄道駅やバス停(中心市街地以外)周辺の都市機能誘導区域内に配置します。 |
| | 誘導方針 | 周辺市街地への生活サービス提供を目指し、交通結節点機能の向上を図るとともに、各種都市機能及び人口を誘導します。 |
| 生活拠点 | 配置方針 | 市街化区域内において都市中心拠点と地域拠点を補完するために配置します。 |
| | 誘導方針 | 周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導と併せて拠点周辺の居住人口の維持を図ります。 |
| コミュニティ拠点 | 配置方針 | 35地区の地域づくりセンター周辺に配置します。 |
| | 誘導方針 | 35地区の日常生活に必要な機能の確保を目指し、地域づくりの活動によるコミュニティの維持 |
| 産業・研究拠点 | 配置方針 | 西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地、流通業務団地、松本大学、信州大学に配置します。 |
| | 誘導方針 | 大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めます。 |
| 医療拠点 | 配置方針 | 信州大学医学部附属病院、相澤病院、まつもと医療センター松本病院、松本協立病院、丸の内病院、松本市立病院に配置します。 |
| | 誘導方針 | 平時及び災害時における医療機能確保のために、病院へのアクセス道路の確保、周辺の防災機能の向上、各病院の医療活動に必要な環境整備などを進めます。 |
| 歴史・文化・観光拠点 | 配置方針 | 国宝松本城・国宝旧開智学校周辺、浅間温泉、美ヶ原温泉、上高地、乗鞍高原、奈川高原、沢渡駐車場、白骨温泉、あがたの森に配置します。 |
| | 誘導方針 | 歴史・文化・観光資源の保全・活用、観光施設等の整備・充実を図るとともに、周辺地域と一体なった魅力向上や回遊性向上を図ります。 |
| 自然交流拠点 | 配置方針 | アルプス公園・芥子坊主山市民の森、中山丘陵一帯、三城一帯、松本平広域公園、美鈴湖、美ヶ原高原、四賀・奈川地区クラインガルテン、梓川ふるさと公園に配置します。 |
| | 誘導方針 | 良好な自然環境と調和したレクリエーションや自然との交流の場として整備・充実を図ります |

都市連携軸

本市では、松本都市圏の中心都市として周辺都市間との移動・連携に必要なネットワークを「都市間連携軸」、市内の地域間や都市活動拠点間の移動・連携に必要なネットワークとして「地域間連携軸」を配置し、特に公共交通による連携強化に重点を置いて取組みを進めます。

都市連携軸の種別と配置方針・整備方針

| 種別 | 配置方針と整備方針 | |
|--------|-----------|---|
| 都市間連携軸 | 配置方針 | JR 篠ノ井線、JR 大系線、中部縦貫自動車道、松本佐久連絡道路、長野自動車道、国道 19 号、信州まつもと空港発着空路に配置します。 |
| | 整備方針 | 都市間を連絡する鉄道の利便性と、新たな高規格幹線道路や幹線道路の整備を通じてバスや自動車によるアクセス性を向上します。 |
| 地域間連携軸 | 配置方針 | アルピコ交通上高地線、国道 143 号、国道 147 号、国道 158 号、松本和田線等の放射状道路に配置します。 |
| | 整備方針 | 都市中心拠点(中心市街地)と 14 地域の間を結ぶバス・鉄道の維持・強化を図ります。 |

骨格的道路網

本市は、旧松本市を中心に郊外へ広がる放射型の道路網を構成しており、中心市街地とその周辺への通過交通の流入による自動車交通の集中が交通渋滞の一因となっています。

このような一極集中型の道路網を是正するため、本市の骨格的道路網は、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保する環状放射型を基本とします。

骨格的道路の種別と役割及び整備方針

| 種別 | 路線 | 役割と整備方針 | |
|-----------|----------|-----------------------------|--|
| まちなか幹線道路網 | | 役割 | 中心市街地への通過交通を分散し、歩行者優先エリアへの流入を抑制するための幹線道路 |
| | | 整備方針 | 中心市街地のまちづくりの方向性に整合した幹線道路の整備を推進します。 |
| 環状道路 | 中環状線 | 役割 | 市街地内の移動交通を円滑に処理する幹線・補助幹線道路 |
| | | 整備方針 | 交通円滑化等の整備方針に即した路線の整備を推進します。 |
| | 外環状線 | 役割 | 郊外部へのアクセスや産業系土地利用を円滑に連絡する道路 |
| | | 整備方針 | 周辺道路ネットワークを考慮した路線の整備を推進します。 |
| 放射状道路 | 国道 19 号 | 役割 | 隣接広域圏の連携、市街地への通過交通の分散を図る骨格的な南北道路 |
| | | 整備方針 | 4車線化の促進、混雑箇所の改善を促進します。 |
| | 国道 143 号 | 役割 | 上田市方面に連絡する幹線道路 |
| | | 整備方針 | 安全性の向上や広域的なネットワーク強化のための整備を促進します。 |
| | 国道 147 号 | 役割 | 大町市方面に連絡する幹線道路 |
| | | 整備方針 | 既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。 |
| | 国道 158 号 | 役割 | 高山市方面に連絡する骨格的な東西道路 |
| | | 整備方針 | 広域的なネットワーク強化のための整備を促進します。 |
| | 国道 254 号 | 役割 | 上田市方面に連絡する幹線道路 |
| | | 整備方針 | 既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。 |
| 松本和田線 | 役割 | 長和町方面に連絡する幹線道路 | |
| | 整備方針 | 安全性の向上や交通円滑化のための整備を促進します。 | |
| 松本塩尻線 | 役割 | 塩尻市方面に連絡する幹線道路 | |
| | 整備方針 | 既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。 | |

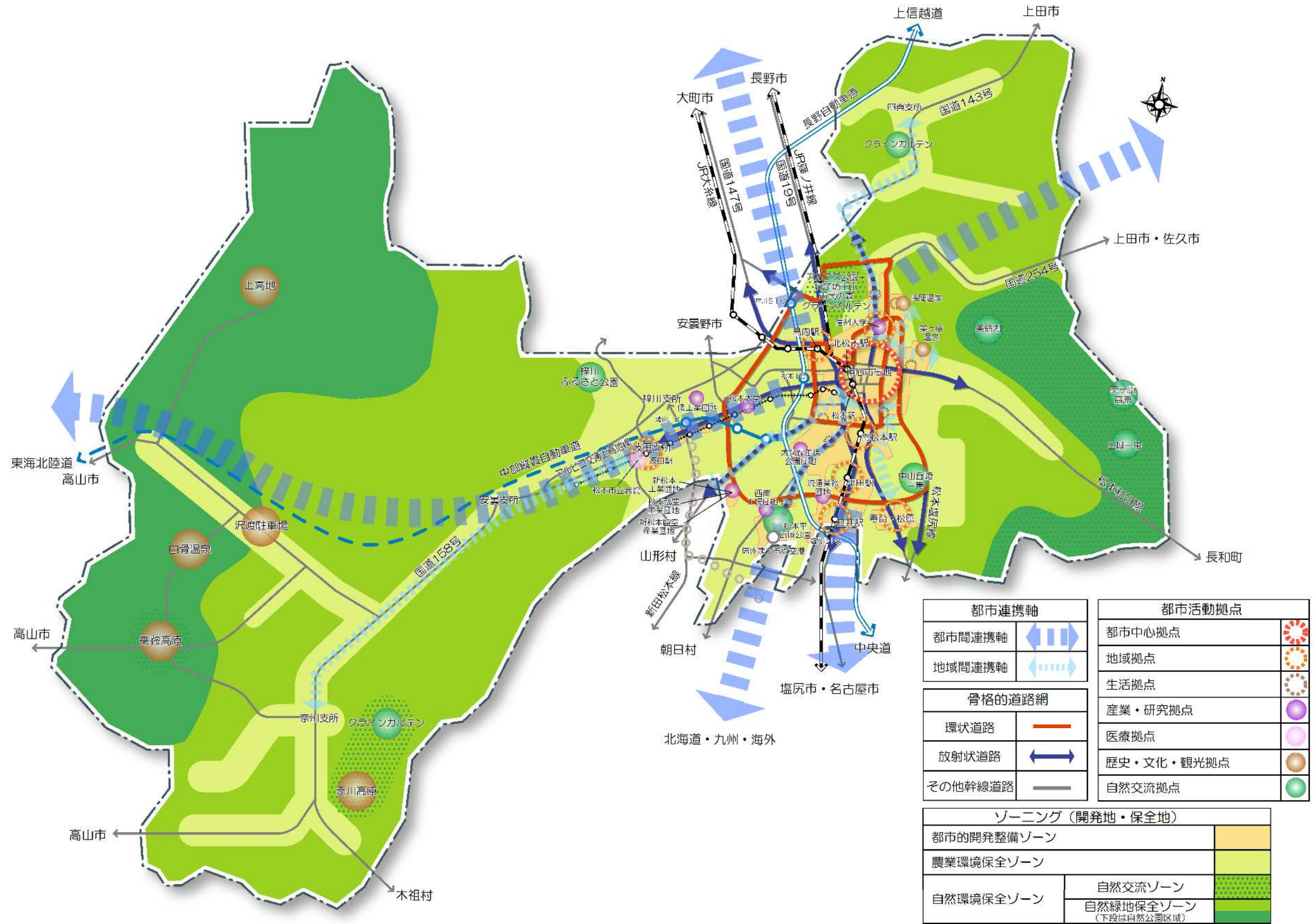
ゾーニング

自然環境の保全を優先すべき区域、市街地や都市基盤の整備を進める区域、そして都市と自然の調和・共生が必要となる区域を明確にするため、次のようなゾーニングを設定します。

ゾーニングの種別と配置・整備等の方針

| 種別 | | 配置方針と整備又は保全の方針 | |
|-----------------|---------------|---|--|
| 都市的開発・整備 ゾーン | 配置方針 | 市街化区域を基本に配置します。 | |
| | 整備又は 保全の方針 | 用途地域等の土地利用規制、市街地開発事業、都市施設の整備等を通じ、積極的に都市環境の形成を促進します。 | |
| 農業環境保全 ゾーン | 配置方針 | 市街化調整区域を基本として配置します。 | |
| | 整備又は 保全の方針 | 無秩序な市街地の拡大は抑制しつつ、優良農地や自然環境を保全し、都市と自然が調和・共生する田園集落の環境整備を進めます。 | |
| 自然環境保全 ゾーン | 自然交流 ゾーン | 配置方針 | 市民の憩いやレクリエーション及び自然とのふれあいの場として保全・活用すべき市街地郊外の良好な緑地に配置します。 |
| | | 整備又は 保全の方針 | 市街地郊外の良好な緑地の保全を図りつつ、交流・レクリエーション施設の整備など、都市と自然が調和した空間づくりを進めます。 |
| | 自然緑地保全 ゾーン | 配置方針 | 市域の東側と西側に連なる丘陵・森林地帯に配置します。 |
| | | 整備又は 保全の方針 | 国立公園・国定公園、保安林、風致地区等の指定を通じて、動植物の生息生育空間の保全を図ります。 |

将来都市構造図



将来都市構造図(市街地エリア)



(4) 将来人口の考え方

将来人口

本市の人口は、今後ゆるやかに減少する見通しとなっており、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査を基準値として推計した令和22年(2040年)の将来人口(趨勢)は221,785人となっています。本計画では、この人口を前提とした計画的な土地利用や基盤整備を進めることとします。

なお、本市の人口ビジョンでは、合計特殊出生率の向上、首都圏等からの転入者数の増加を通じ、令和22年(2040年)においても、人口の定常化のために現在と同等の24万人程度の人口を維持することとしています。今後、人口が維持もしくは増加する場合は、本計画の将来人口の見直しをはじめ、松本市立地適正化計画で定める居住誘導区域の目標人口密度等の見直しについても検討します。

市街地の規模

総人口が増加していた時代の都市計画の重要課題は、増加する人口を収容するための市街地整備や基盤整備を計画的に進めることでした。しかし、総人口が減少していく時代の重要課題は、人口減少が進む中でも持続可能で質の高い都市を形成・維持することとなります。

このため、本計画では、本計画の上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図りながら、松本市立地適正化計画と連携して適正な規模の市街地を維持することとします。

4 分野別の都市整備の方針

4 - 1 土地利用の方針

(1) 現況と課題

現 況

- ・ 中心市街地では、歴史的な町割りやまちなみを生かしたまちづくりを進めてきました。また、三の丸地区、中町通りなどでは、歴史や文化を感じ、歩行者の回遊性を高める整備を進めています。
- ・ しかし、中心市街地における人口減少や空き家発生は依然としてみられ、活力の低下や景観の悪化等が懸念されています。
- ・ 市街化調整区域のうち、利便性の高い集落等では地域コミュニティが比較的維持されていますが、中山間地の集落では、人口減少・少子高齢化が急速に進みつつあります。

課題（対応の方向性）

- ・ 地域と一体となった中心市街地活性化の取組み
- ・ 中心市街地等における高次の都市機能の集積
- ・ 地域特性や目指す方向性に応じた土地利用区分の設定
- ・ 土地利用の変化や地域のまちづくり意向に応じた柔軟かつ迅速な土地利用規制・誘導の見直し

(2) 基本方針

方針 1 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進

将来にわたって都市的な利便性と豊かな自然環境の両者を持続的に享受できるよう、これまでの市街地形成の経緯や、地形条件や交通条件、人口や産業の集積状況等を総合的に考慮し、長期的な視点に立って計画的な土地利用を進めます。

方針 2 都市的土地利用の有効利用・高度利用

自然環境や農地を積極的に保全・活用することで、将来世代に負担を残すような新たな市街地の拡大を減らし、これまでインフラや公共施設の整備を進めてきた市街地における土地の有効利用・高度利用を促進します。

方針 3 複合的な土地利用を通じた魅力の創出

住宅、商業・業務、産業などの用途が適切に配置された複合的な土地利用を誘導することで、安全と安心、利便性と快適性、賑わいと活力に満ちた魅力的な市街地の形成を目指します。

(3) 土地利用方針

将来の都市構造で設定した各ゾーンの土地利用区分と配置の方針を次のように定めます。なお具体的な土地利用配置にあたっては、上位・関連計画との整合を図り、その区域を設定します。

1) 都市的開発整備ゾーン

商業・業務系土地利用

a 中心商業業務地区

JR 篠ノ井線と大名町通りなどに囲まれる松本駅東側の中心市街地を「中心商業業務地区」として位置づけます。

中心商業業務地区では、高次都市機能の集積を積極的に進めるとともに、「商都松本」にふさわしい質の高い商業・業務環境の形成を進めます。また、松本城や蔵のあるまちなみなどの歴史・文化を活かして、地区内での歩行者の回遊性向上を図ります。

b 都市型複合業務地区

中心商業業務地区の外縁部において官公庁施設や業務施設が集積する松本駅周辺の都市機能誘導区域を「都市型複合業務地区」として位置づけます。

都市型複合業務地区では、各種業務施設と都市型住宅から構成される高密度な土地利用の形成を進めます。

c 複合業務地区

国道 19 号沿道、松本駅西側から長野自動車道松本 I C に至る市街地、都市機能誘導区域に設定された南松本駅、平田駅、村井駅、波田駅、島内駅周辺、寿台・松原周辺、信州大学周辺のうち地域商業地区及び学術医療地区を除く範囲等を「複合業務地区」として位置づけます。

複合業務地区では、業務施設、物流施設、都市型工業施設及び都市型住宅からなる複合的・多機能な土地利用の形成を進めます。

d 地域商業地区

都市機能誘導区域に設定された南松本駅、平田駅、村井駅、波田駅、島内駅周辺、及び寿台・松原周辺のうち商業系用途地域が指定された範囲を「地域商業地区」として位置づけます。

地域商業地区では、各都市機能誘導区域で設定した誘導施設の立地誘導を図ることで、商業・医療・福祉などの生活サービス機能が集積する商業地の形成を進めます。

e 学術・医療地区

信州大学周辺及び相澤病院周辺を「学術・医療地区」として位置づけます。

学術・医療地区では、既存の学術・医療機関の機能維持を図るとともに、さらなる機能の充実に向けて、土地利用規制の見直しや周辺の都市基盤整備など、必要となる対策を検討・推進します。

f 健康・スポーツ地区

浅間温泉・美ヶ原温泉及び周辺のスポーツ施設一帯を「健康・スポーツ地区」として位置づけます。

健康・スポーツ地区では、滞在型の観光施設の整備・充実、スポーツ施設等の整備・充実を通じて、温泉施設と連携した健康づくりのための空間形成を進めます。

産業系土地利用

a 工業地区

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団地などの大規模産業団地と、工業専用地域が指定された一団の工業用地を「工業地区」として位置づけます。

工業地区では、製造業を中心とした企業の集積を維持するとともに、操業環境向上に向けた基盤整備、周辺環境と調和した産業空間の形成を進めます。

b 流通業務地区

松本市公設地方卸売市場を中心とする地区を「流通業務地区」として位置づけます。

流通業務地区では、地区内及び周辺の操業環境向上により、流通機能の維持・増進を図ります。

c 複合産業地区

奈良井川以西の外環状線沿線を「複合産業地区」として位置づけます。

複合産業地区では、優良農地の保全を基本としたうえで、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進めます。

住宅系土地利用

a 都市型住宅地区

中環状線内に形成された住宅地を「都市型住宅地区」として位置づけます。

都市型住宅地区では、低未利用地活用及び土地の高度利用を通じて都市型住宅地の形成を進めるとともに、生活利便性を活かした積極的な居住誘導を図ります。

b 低層住宅地区

中環状線外に形成された住宅地を「低層住宅地区」として位置づけます。

低層住宅地区では、周辺の自然環境や景観資源にも配慮しつつ、戸建て住宅を主体とするゆとりとるおいのある居住環境の形成を進めます。

c 緑農住宅地区

既存市街地に連担する都市的利便性の高い村井駅周辺の東田地区を「緑農住宅地区」として位置づけます。

緑農住宅地区では、農業的土地利用と調整を図りながら、計画的な住居系市街地への整備・誘

導を図ります。

2) 農業環境保全ゾーン

a 田園集落地区

市街地周辺の平野部に形成された農地及び農村集落地を「田園集落地区」として位置づけます。

田園集落地区では、優良農地の保全を図るとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、各地区の人口や各種施設の集積状況を考慮してコミュニティ拠点を配置し、これら拠点を中心に生活サービス機能の維持・誘導、公共交通の維持・強化を図ります。

b 山間集落地区

中山間地に形成された農地及び農村集落地を「山間集落地区」として位置づけます。

山間集落地区では、比較的小規模な農地の生産性向上に努めるとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、農林業以外の産業との連携や市街地との連携を通じて地区の活性化を図ります。

3) 自然環境保全ゾーン

a 公園緑地

中部山岳国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園やアルプス公園、松本平広域公園、城山公園、松本城公園、あがたの森公園、梓川ふるさと公園等の計画的に整備された公園緑地及び芥子坊主山市民の森周辺、弘法山古墳周辺の緑地を「公園緑地」として位置づけます。

公園緑地では、良好な自然環境と調和したスポーツ・レクリエーション、自然との交流及び市民の憩いの場としての充実を図ります。

b 森林・丘陵緑地

市域を取り囲む森林・丘陵地を「森林・丘陵緑地」として位置づけます。

森林・丘陵緑地では、良好な自然環境を保全するとともに、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能及び森林生産機能の維持・増進を図ります。

(4) 課題に応じた土地利用方針

地区の実態に応じたきめ細かな土地利用規制・誘導

- 重点的に都市機能や居住の誘導を進める都市機能誘導区域・居住誘導区域において、都市機能の集積・誘導に対して必要かつ効果的と判断される場合は、適切な用途地域への見直しを検討します。
- 都市機能誘導区域において誘導施設の立地や機能拡充など、各地域のまちづくりを実現するために、既存の土地利用規制の見直しが必要かつ効果的と判断される場合は、周辺地域への影響等も考慮しながら、用途地域の見直しや緩和型地区計画の導入を検討します。
- 基盤整備の進捗や社会経済情勢の変化等によって、現在の用途地域等の土地利用規制と土地利用の実態に乖離が生じている場合、現在の建物立地状況や将来の土地利用の方向性を踏まえつつ、きめ細かな用途地域等の見直しを検討します。

地区の特性を活かす土地利用の推進

- 松本城三の丸及び旧開智学校周辺が、歴史の積み重ねや特徴を生かし、国内外の多くの人が集い賑わうエリアとなるよう、まちづくりのビジョンをつくり、三の丸エリア内の各種事業を進めます。
- 中心市街地では、歩行者の回遊動線を阻害する場所に駐車場出入口を設置しないように「駐車場配置適正化区域」を設定し、歩行者が安心して快適に移動できる空間を創出します。
- 災害リスクの高い区域では、自然災害による被害を最小限に抑えるために各種防災対策や避難対策等の強化を図るとともに、区域内の居住者に対する災害リスクの周知に努めます。
- 地震等による延焼火災の危険性が高い区域では、建築物の不燃化やオープンスペースの確保など、災害による被害を軽減するための土地利用を推進します。

既存ストックの有効活用

- 「松本市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防と適正管理に向けた周知・啓発を進めます。空き家のうち、管理されていない空き家は、自発的な除却を促進し、利活用が可能な空き家は、空き家バンクの運用を通じて中古住宅の流通を促進します。
- 空き家除却後の空き地を含め、市街地に小さく散在する低未利用地を利活用する取組みを検討します。
- 公共施設全体の最適配置を進める過程で生じる未利用の公有地や公共施設跡地については、地域が抱える課題解消、民間事業者による有効活用など、積極的な利活用を検討します。

土地利用方針図

凡 例

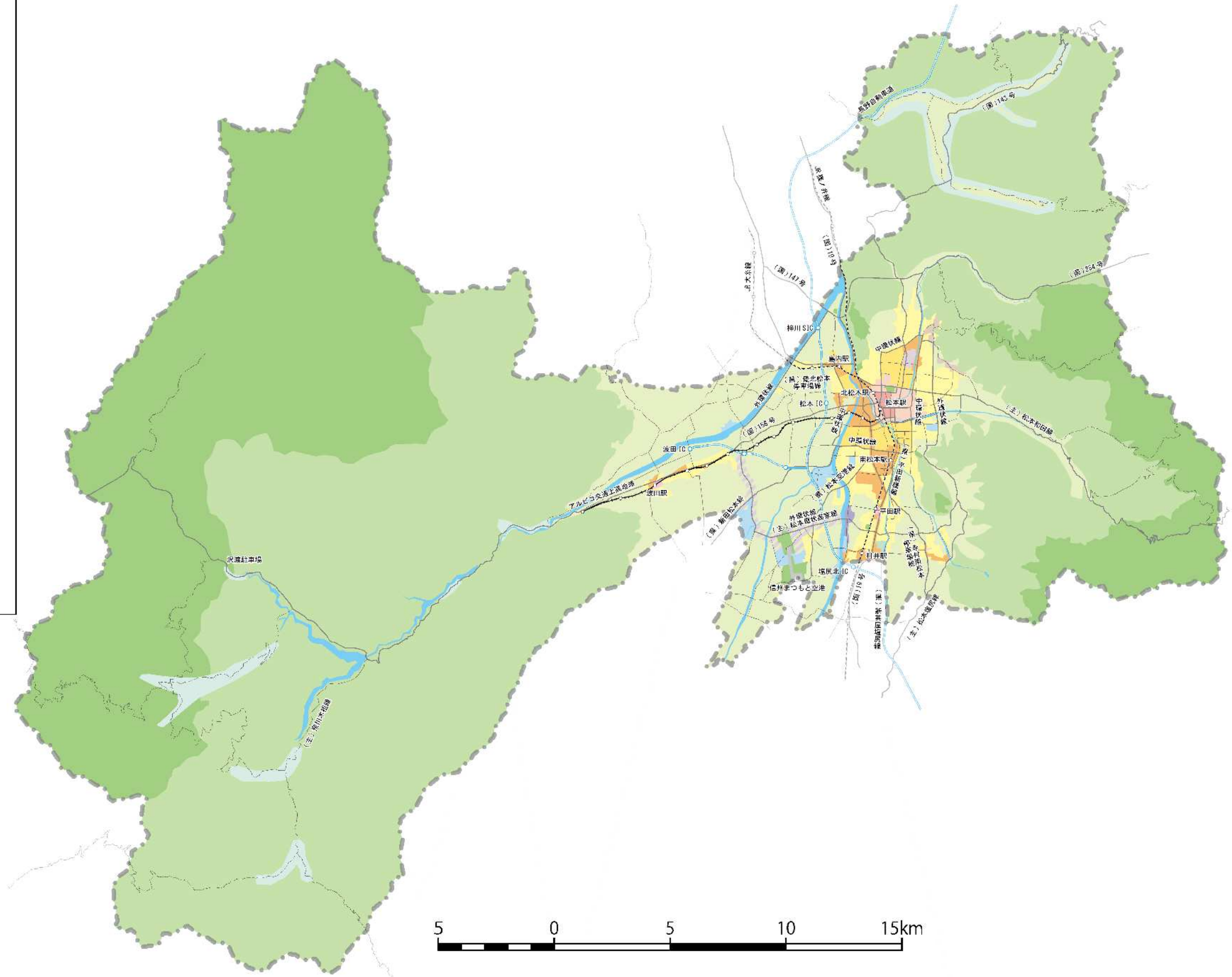
土地利用区分

- 中心商業業務地区
- 都市型複合業務地区
- 複合業務地区
- 地域商業地区
- 学術・医療地区
- 健康・スポーツ地区
- 工業地区
- 流通業務地区
- 複合産業地区
- 都市型住宅地区
- 低層住宅地区
- 緑農住宅地区
- 田園集落地区
- 山間集落地区
- 森林・丘陵緑地
- 公園緑地
- 河川
- 交通施設用地

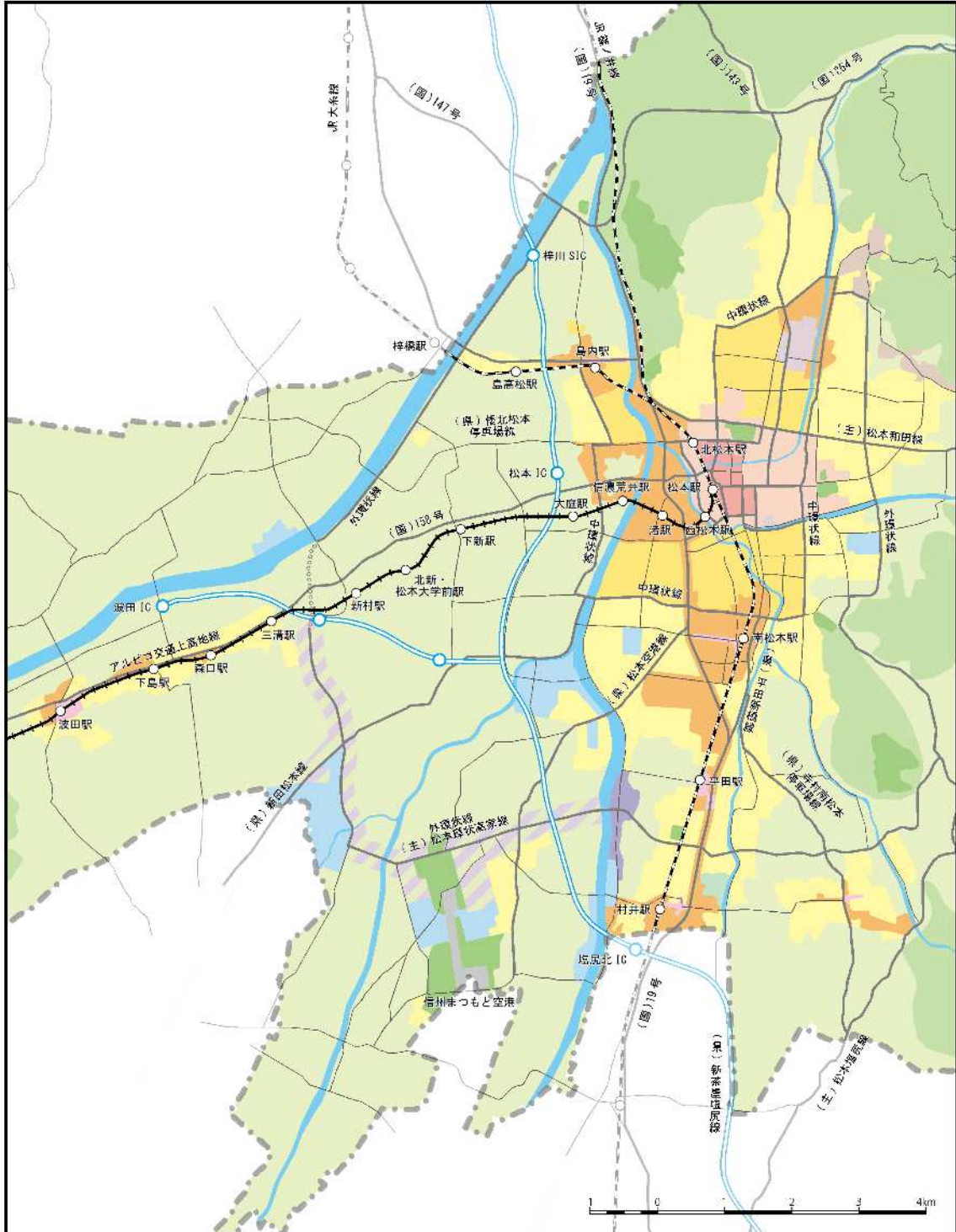
道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

 鉄道（JR）
 鉄道（その他）



土地利用方針図(市街地エリア)



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 緑農住宅地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 河川 |
| ■ 複合産業地区 | ■ 交通施設用地 |

道路種別

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|------------|
| — (太い線) — | ■ 高速道路 | — (黒い線) — | ■ 鉄道 (JR) |
| — (細い線) — | ■ 高規格道路 | — (黒い線) — | ■ 鉄道 (その他) |
| — (太い線) — | ■ 主要幹線道路 | | |
| — (細い線) — | ■ 幹線道路 | | |

4 - 2 交通体系の整備方針

(1) 現況と課題

現 況

- ・松本都市圏では、広域的な交通流動は南北方向が主流となっていますが、将来的には、長野自動車道、国道 19 号を主軸として東西に幹線道路を配置するラダーパターン（梯子型）の道路網を目指しています。
- ・このうち、松本都心部周辺では、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保するため、環状放射型を基本とする道路網を形成する方針となっています。
- ・中部縦貫自動車道（松本波田道路）の整備に着工し、国道 158 号の混雑緩和と、北陸方面への移動時間短縮が期待されています。
- ・都市計画道路の未整備区間が多いことや、自動車利用の依存度が高いことなどから、国道 19 号を始めとする特定の道路や交差点に交通が集中し、日常的な道路渋滞が発生しています。
- ・鉄道は、篠ノ井線上りの松本駅から塩尻駅の区間以外の運行本数は多くありません。バスは、中心市街地の運行本数は比較的多いものの、郊外部では少なくなっています。
- ・自動運転等の新技術の普及が期待されていますが、現時点では公共交通や自転車への転換を促進することが必要と認識されています。

課題（対応の方向性）

- ・都市の骨格を形成する幹線道路の整備推進
- ・中山間地における生活様式（ニーズ）に応じた公共交通サービスの見直し
- ・自家用車から公共交通・自転車・徒歩への転換（中心市街地）
- ・持続可能な公共交通体制の構築
- ・自動運転等新たな技術導入に対する地域的な対応

(2) 基本方針

方針1 環状放射道路の重点整備

市民及び企業における物流需要の増大に対応し、市内の渋滞箇所の解消を目指すため、国道19号をはじめとする本市の環状放射道路の整備を重点的に進めます。また、まちなかでは通過車両を幹線道路網に迂回させ、道路を人中心の空間として再構築します。

方針2 未整備都市計画道路の見直しと必要路線の重点的な整備

長期間未整備の都市計画道路について見直しを進めるとともに、拠点間のアクセス性を高めて集約連携型都市構造の形成に寄与する道路、地域産業の発展につながる道路、防災性向上に寄与する道路などに対しては重点的な整備を進めます。

方針3 公共交通・自転車・徒歩による移動を円滑にする環境の整備

自家用車に過度に依存する交通体系から脱却し、公共交通への利用転換を進めるとともに、中心市街地や鉄道駅周辺等では、自転車・徒歩による移動を基本とするなど地域の特性に応じた環境整備を進めます。

方針4 広域交通ネットワークによる国内外との交流促進

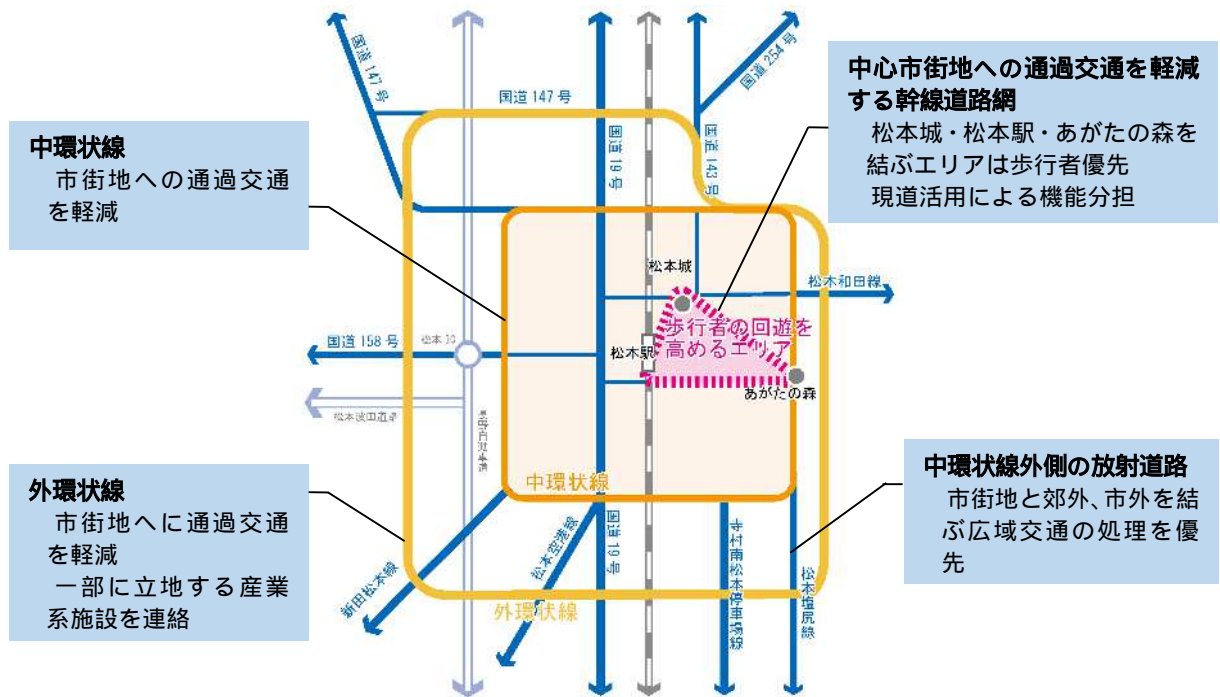
長野県唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の拡充及び利便性向上を図るとともに、中部縦貫自動車道(松本波田道路)などの高規格幹線道路の整備により、国内外にわたる広域的な交流・連携を促進します。

(3) 整備方針

道路ネットワーク(幹線道路)

- まちなか幹線道路は、中心市街地への通過交通を分散し、歩行者優先エリア(松本城・松本駅・あがたの森を結ぶエリア)への流入を抑制するために効果のある路線・区間を中心に優先的・重点的な整備を図ります。
- 環状道路は、慢性的な交通渋滞解消や中心市街地内の通過交通抑制に対して効果のある路線・区間を中心に優先的・重点的な整備を図ります。
- 放射道路は、拠点間のアクセス性の向上、市街地と松本都市圏を含む市外との間の円滑な交通に対して効果のある路線・区間を中心に優先的・重点的な整備を図ります。
- その他の幹線道路は、右折レーンの設置や交通規制など、路線・区間の状況に応じて効果的な渋滞対策を図ります。また、市街地内では、既存道路を有効活用し、交通量やその他道路機能を分担します。
- 将来の都市構造や土地利用を見据え、未整備の都市計画道路の見直しを検討するとともに、必要に応じて新たな都市計画道路の決定も検討します。

幹線道路の整備イメージ



歩行者・自転車ネットワーク

- 中心市街地では、歩行者優先道路、歩車共存道路の整備、道路空間の再配分により歩行者、自転車、自動車が快適・安全に通行、走行できる道路整備を推進します。また、中心市街地の周辺部（フリンジ）等への駐車場の誘導・集約化を進めます。
- 自転車を都市交通における主役として位置づけ、近距離の移動における重要な交通手段の一つとなることを目指します。そのため、中環状線外側の主要路線では、日常移動のための自転車通行空間の整備を順次進めます。
- 自転車を楽しく快適に利用できるよう、公共交通と連携させた駐輪場や路上における駐輪場などの地域のニーズに応じた駐輪場の整備、交通結節点や駐車場（フリンジ駐車場）等周辺におけるシェアサイクルの普及促進、さらにE-BIKE活用について積極的な支援を図ります。
- 小中学校周辺及び通学路、自転車利用が多い路線や自転車事故が多く発生している路線等においてゾーン30の設定拡大を図ります。
- 人に優しく、安全で安心な道づくりを推進するため、中心市街地や鉄道駅等を中心にユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。















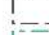


公共交通ネットワーク（鉄道・バス）

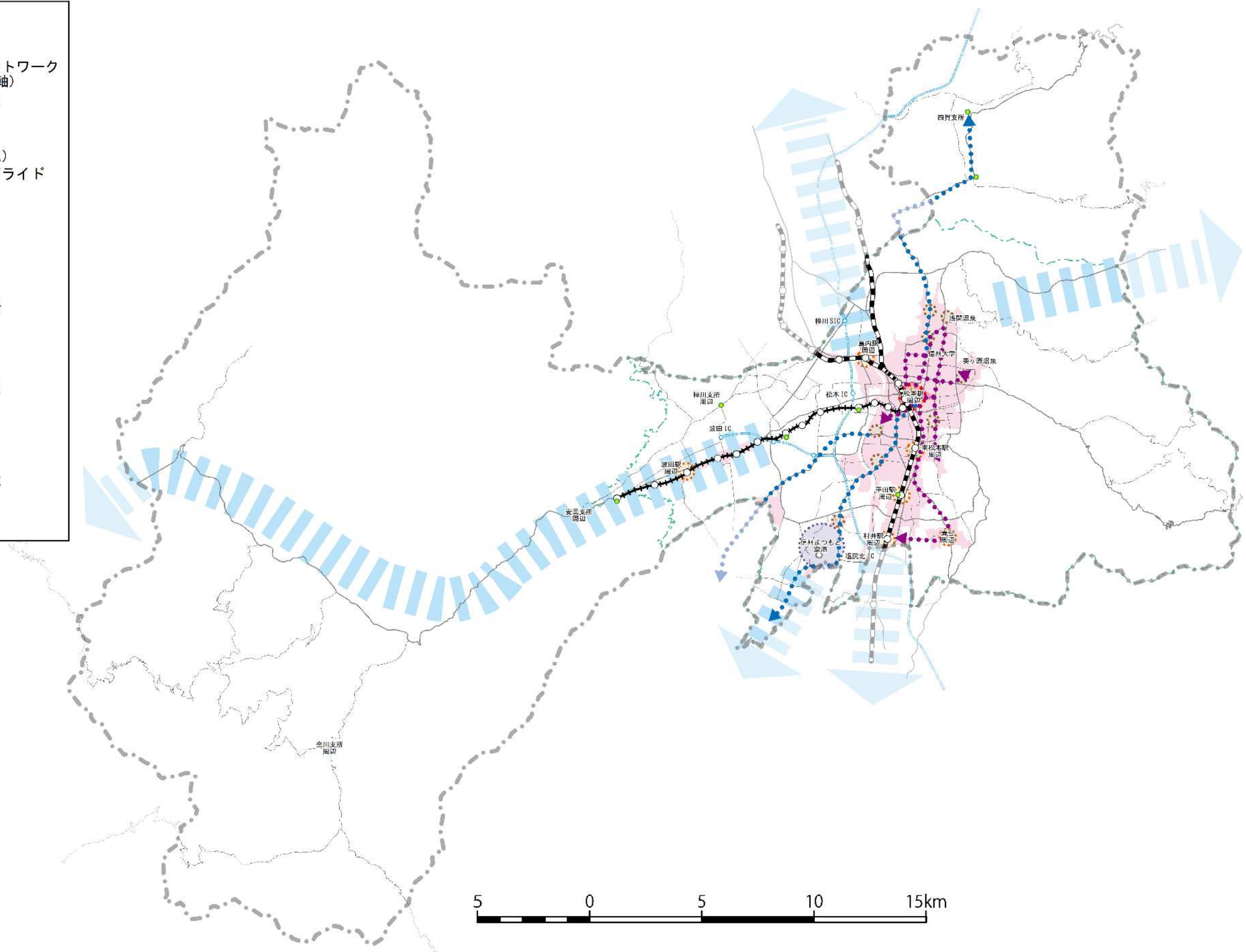
- JR中央東線を始めとするJR各線の改良・高速化・利便性向上に向け、関係する同盟会等の活動を推進し、県と協力して事業の進捗を図ります。また、リニア中央新幹線の長野県駅、山梨県駅、岐阜県駅から本市に連絡する鉄道やバスなどの二次アクセスの充実を図ります。
 - 主要な鉄道駅周辺では、引き続きパークアンドライド駐車場の設置拡大を進めます。また、松本駅・村井駅では、駅施設や駅前広場の機能向上を図ります。
 - 現在の利用状況と将来の需要を踏まえ、公設民営化の視点で、バスの運営体制（運行路線、運行本数・運行時間など）の見直しを検討します。
 - バスは、居住誘導区域及びその周辺と松本駅を結ぶ路線を主要幹線とし、高頻度の運行を確保します。
 - 中心市街地の居住者及び来訪者の中心市街地内の移動を担保するため、松本駅と中心市街地の各施設を接続する中心市街地バスを再整備します。
 - 主要幹線バスが整備されていない地区では、鉄道や幹線バスに接続することで松本市中心市街地への移動や、生活関連施設への移動を担う支線バスを整備します。
 - あがたの森に向かうあがたの森通り（駅前通り）、松本城に向かう本町通り、大名町通りでは、歩行者・自転車が快適に利用できる環境整備について検討します。
- ICTを活用したスマートシティの取組みや新たなモビリティサービスに関わる技術動向を踏まえ、交通システムの高度化を図ります。

広域交通ネットワーク（空港、高速道路）

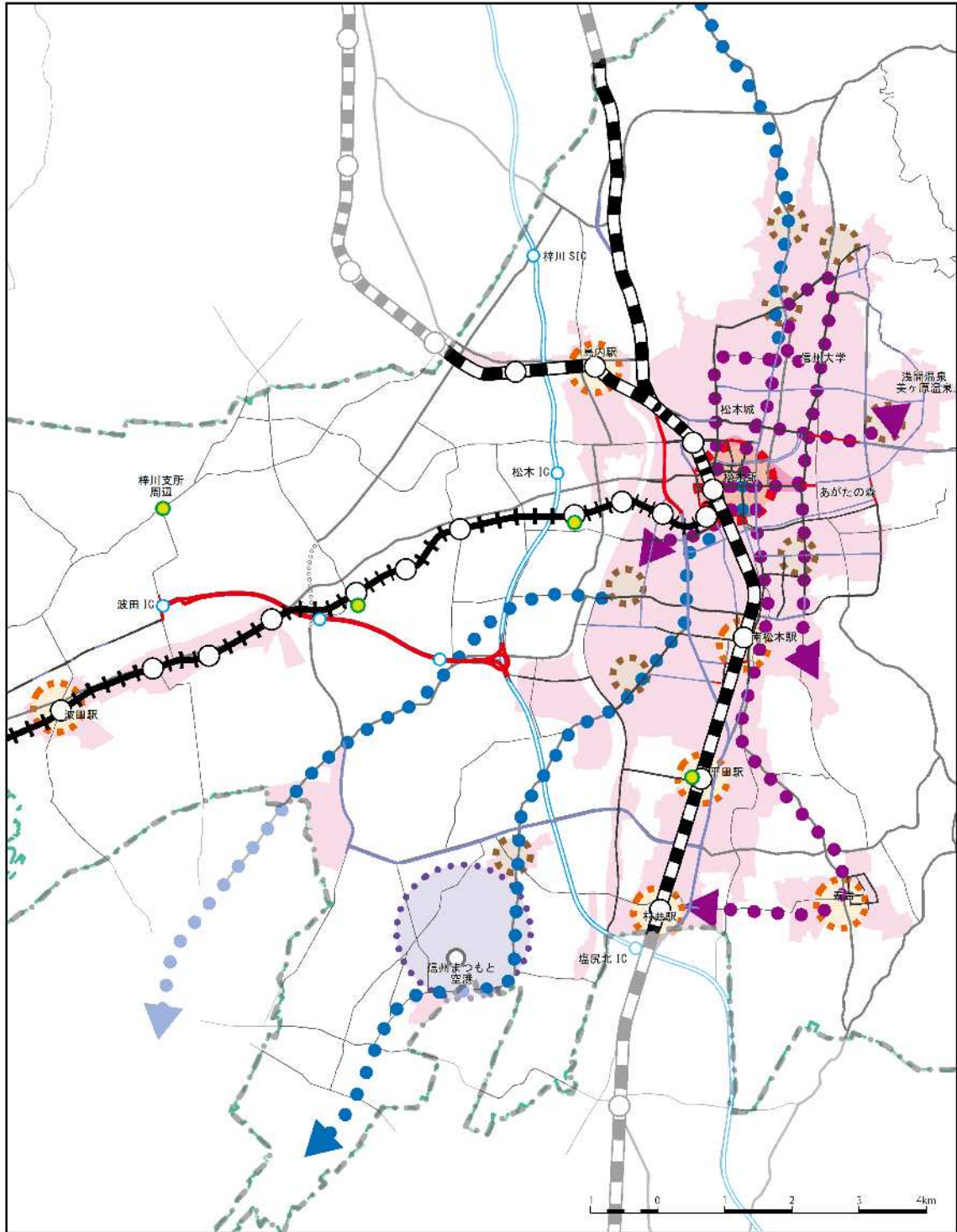
- 信州まつもと空港や長野自動車道などの高速交通インフラを積極的に活用し、広域交通ネットワークの充実を図ります。
- 信州まつもと空港については、国内の主要な地方空港を結ぶ新規路線の就航、空港の国際化、国際線ターミナル整備、空港へのアクセス性の強化等の機能拡充を働きかけていきます。
- 観光や地域経済の活性化、災害への対応強化につなげるため、松本波田道路の整備を促進するとともに、未着工の中部縦貫自動車道の事業化区間延長に対しても要望していきます。

凡例

-  広域交通ネットワーク
(都市間連携軸)
 -  主要幹線バス
 -  幹線バス
 -  鉄道 (JR)
 -  鉄道 (その他)
 -  パークアンドライド
駐車場
 -  空港
- 道路ネットワーク
-  高速道路
 -  高規格道路
 -  主要幹線道路
 -  幹線道路
- 都市活動拠点
-  都市中心拠点
 -  地域拠点
 -  生活拠点
- 行政区域
-  行政区域
 -  都市計画区域
 -  市街化区域



交通体系整備方針図(市街地エリア)



凡例

都市計画道路
 — 整備済
 — 事業中
 — 未整備

●●● 主要幹線バス
 ●●● 幹線バス
 — 鉄道 (JR)
 — 鉄道 (その他)
 ● パークアンドライド
 駐車場
 ■ 歩行者の回遊性
 を高めるエリア

--- 行政区域
 --- 都市計画区域
 ■ 市街化区域

4 - 3 公園緑地の整備方針

(1) 現況と課題

現況

- ・本市発祥の「花いっぱい運動」の取組みは全国的に拡大し、平成29年には第57回全日本花いっぱい松本大会を、令和元年には第36回全国都市緑化信州フェアを開催しました。
- ・近年の都市計画公園の整備は、小規模な公園の開設が中心となっています。

課題（対応の方向性）

- ・緑の多様な機能の活用を目的とした公園の「質」の向上
- ・適切な維持管理による心地よい公共空間の創出
- ・低炭素化、まちの賑いづくり、防災性向上等に繋がるグリーンインフラの導入

(2) 基本方針

方針1 快適性と安全性を備えた連続性のある質の高い緑の空間づくり

連続性のある緑の確保、複合的な機能を担う公園緑地の確保により、水と緑によって快適性と安全性を備えた「質」を重視した空間づくりを進めます。

方針2 歴史や文化を伝える水と緑の保全

松本市が育んできた歴史や文化を伝える水と緑を、市民・団体・事業者・行政の協働により次世代に引き継ぐとともに、担い手の育成も含めて持続可能な緑として保全を図ります。

方針3 賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大

中心市街地では、公共用地および民間用地において、井戸や湧水・水路等を活用した心地よい緑陰やオープンスペースを増やすことで、人々の賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大を進めます。

(3) 整備方針

公園緑地

- 地域住民等による利活用が最大限に行われるよう、計画的に既存公園の改修を進めます。
- アルプス公園では、「小鳥と小動物の森」の大規模改修やロケーションを活かした施設の整備などを通じ、景観や緑を活かした魅力ある空間を創出し、賑わいのある公園づくりを進めます。
- 国宝である松本城や旧開智学校、旧松本高等学校など、本市が誇る歴史的建造物と一体となった公園緑地の積極的な保全と活用を図ります。
- 公園の改修、公園の日常的な管理や運営にあたっては、市民・団体・事業者が参画できる機会の拡大を図ります。

緑のネットワーク

- 公園緑地や丘陵地などの緑地を、散策路や遊歩道、河川などで結ぶことにより、連続した緑のネットワークを形成します。
- 中心市街地の身近な自然環境である女鳥羽川、薄川などの河川では、まちの賑わい創出につながる利活用を促しながら、「かわまちづくり事業」として川と一体となったまちづくりに取り組みます。
- 幹線道路や主要な通りにおける街路樹は、周囲の水や緑、歴史的建造物等との連続性や一体性に配慮した配置・育成を進めます。

緑化の推進

- 幹線道路、商業地や住宅地の主要道路、及び市街地を流れる河川の河岸道路については、市民・団体・事業者との協働のもと、積極的かつ計画的な緑化を推進します。
- 学校、官公庁、文化施設などの公共公益施設の敷地、公園や道路などの公共空間では、維持管理に関する労力や費用等も勘案しながら、効果的な緑化を推進します。
- グリーンインフラ整備の推進として、工場等の大規模事業所や住宅用地などの敷地周辺では、ブロック塀の撤去と併せた生垣の設置などにより緑化を推進します。また、中心市街地では、小さな空間を活用した緑の配置や、屋上・壁面を活用した緑化を推進します。
- 本市発祥の「花いっぱい運動」を推進するとともに、NPO法人や町会、学校、各団体、一般ボランティア等の方々と協働して、さらなる運動の拡大を目指します。

4 - 4 河川及び上下水道の整備方針

(1) 現況と課題

現況

- ・ 郊外には梓川や奈良井川などが、中心市街地には女鳥羽川や大門沢川、薄川、田川などが流れており、河川改修や河川環境の維持・改善事業を実施してきました。
- ・ 上水道は、ほぼ市内全域に普及しており、基幹管路や主要水道施設の耐震化及び更新時期を迎えている老朽水道施設の計画的な更新が必要となっています。
- ・ 下水道は、認可区域内の整備はほぼ完了しており、処理場や管渠施設の老朽化や耐震化における計画的な維持補修、更新及び浸水対策のための整備が必要となっています。

課題（対応の方向性）

- ・ 河川が持つ治水機能の向上や自然環境保全の取組みの継続
- ・ 河川が有する多様な機能の活用
- ・ 老朽上下水道施設の計画的な更新と経営の効率化（アセット・ストックマネジメント）
- ・ 災害時の被害を最小限にとどめるための上下水道施設の耐震化・強靱化

(2) 基本方針

方針1 安らぎの場となる水辺空間づくり

梓川や奈良井川をはじめとする河川の改修事業を促進する一方で、河川の生態系の保全や親水護岸の整備を通じて、市民の安らぎの場となるような水辺空間づくりを推進します。

方針2 安全・安心な水道水の安定供給

自然のおいしさをそのままに安心して飲める水道、災害時の被害を最小限にとどめ迅速に復旧できる水道、健全で持続可能な水道の構築を進めます。

方針3 公共水域の水質保全と生活環境の改善、浸水や地震等の災害対策

ストックマネジメント（長寿命化）計画に基づき、老朽化した下水道施設の維持管理や更新を適切に行い、市民の生活環境を守ります。また大規模地震や豪雨等の災害発生に備え、耐震化や浸水対策など施設の強靱化や合流式の改善、雨水渠整備を計画的に進めます。

方針4 既存施設の有効活用による上下水道経営の効率化

人口減少社会の到来を見据え、限られた経営資源の中で、多様化、高度化する利用者ニーズへの対応や施設規模・汚水処理方法の最適化を図るため、「広域化・共同化」の検討やデジタル技術の活用を進めます。

方針5 新技術の導入やエネルギー転換による温室効果ガスの排出抑制

環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な活用を推進し、下水処理に伴う薬品使用量の削減や省エネルギー型機器の導入を計画的に進めます。

(3) 整備方針

河川

- 奈良井川・田川などでは、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。
- 市内を流れる河川では、河川敷等の自然環境の保全を図るとともに、親水機能を備えた身近な水辺空間づくりを推進します。
- 快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を進めます。

上水道

- 災害時の被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる強靱な水道施設の構築を目指し、老朽化した水道施設の更新、主要水道施設や基幹管路の耐震化を進めます。
- 安全・安心な水道水を供給し続けるため、日々の水質管理や老朽化した水道施設の維持管理や更新を適切に実施します。
- 水道事業の経営安定化に向け、広域連携やICTの活用を検討します。

下水道

- 市民の生活環境を守り、河川などの水質保全を図るため、老朽化した下水道施設の維持管理や更新を適切に実施します。
- 大規模地震や豪雨等の災害発生に備えるため、耐震化や浸水対策など施設の強靱化を計画的に進めます。
- 公共用水域の水質保全に努めるとともに、合流式下水道から分流式へ改善や、雨水渠の整備を推進します。また、公共下水道や農業集落排水の適正な維持管理に加え、下水道区域外では合併処理浄化槽の普及を図ります。
- デジタル技術の活用により、業務の効率化・省力化を進めるとともに、市町村の枠を越えた多様な広域連携を推進し、持続可能な下水道の基盤強化を図ります。

4 - 5 自然環境の保全・育成の方針

(1) 現況と課題

現況

- ・都市内の緑地や水辺は、都市環境の保全、生物生息環境の保持、災害時の安全の確保、市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある都市景観の形成など多様な役割を持ち、本市はこのような自然環境資源に恵まれています。
- ・しかし、市街化区域内では自然的土地利用が減少しており、様々な役割を發揮する多様な緑を増やすことが求められています。

課題（対応の方向性）

- ・恵まれた自然環境資源の保全・活用
- ・集約された都市機能の維持と緑化の推進
- ・市街地を流れる水辺や市内各所に見られる湧水の活用

(2) 基本方針

方針1 都市の骨格を形成する雄大な自然環境の保全と活用

山岳地から丘陵地に広がる山林、松本平の田園緑地、田園地帯を流れる河川や市街地を流れる河川など、雄大な自然環境の保全と活用を図ります。

方針2 市街地に近接する丘陵地の保全

市街地に近接する丘陵地の自然環境は、自然的風致の維持及び新たな開発の抑制を図る観点から保全を図ります。

方針3 松本平に広がる田園地帯や市街化区域内農地の保全

松本平に広がる田園地帯の農地や市街化区域内に残された農地は、美しい田園景観の保全、多様な機能を有する緑地の保全、新たな開発の抑制など様々な観点から、計画的な保全及び活用を図ります。

方針4 自然環境が有する多様な機能を活用したまちづくりの推進

まちなかグリーンインフラや市街地を流れる河川や湧水などの多様な機能を活用し、豊かな生活環境や、地域や都市の価値を向上するまちづくりを推進します。

方針5 自然環境や生物多様性の保全

中部山岳国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園の自然公園については、貴重な動植物の生育・生息環境を保全し、市街地を流れる幾多の河川や湧水及び緑地は、うるおいとやすらぎのある空間として、自然環境や生物多様性の保全を図ります。

(3) 整備方針

骨格となる自然環境の保全

○国立・国定公園では、良好な植物群落や水辺等を有する緑地、多様な動植物の生育・生息環境の保全を図ります。

○国立・国定公園をはじめ、市内の良好な自然環境を活かして、自然とのふれあい・交流を推進します。

身近な丘陵地や里山の自然環境の保全

○市街地からも眺望される城山風致地区と浅間風致地区では、風致地区の指定による開発行為等の規制を通じて、良好な風致の維持を図ります。

○市街地内に存在する独立樹林群、屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）、市街地に近接する丘陵地については、所有者等の理解や協力も得ながら、地域制緑地の指定を検討します。文化財、旧跡、社寺など、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全を図ります。

○民有林の利用、整備を促進するとともに、森林の持つ多面的な機能が発揮される森林整備、自然環境と調和した利活用を図ります。

河川や湧水等の自然環境の保全・活用

○河川や湧水等の水辺空間では、生きものの生息空間を作り農薬の使用を控えるなど、生物多様性の保全に配慮した環境整備を進めます。また、これら河川や湧水を活用した潤いとやすらぎのある都市環境の創出を図ります。

○市街地内の湧水地は、地下水位の低下を防止するための雨水地下浸透などを推進しながらその保全を図ります。

○中心市街地を流れる河川や湧水地では、河川空間を活用した市民主体のイベントを開催するほか、点在する井戸や湧水をめぐるツアーを開催するなど、水辺空間を取り入れたにぎわいづくりを進めます。

4 - 6 景観形成の方針

(1) 現況と課題

現 況

- ・松本城周辺では、松本城本丸及び二の丸内から北アルプス及び美ヶ原への眺望保全などを目的とした高度地区の決定や、地区の特性に合った景観・まちなみの形成などを目的としたまちづくり協定を10地区で締結するなど、城下町にふさわしいまちづくりを進めてきました。
- ・松本市景観計画の改定、景観計画デザインマニュアルの作成、屋外広告物条例の制定などを通じて、市内眺望景観の把握・類型化、建築物の意匠・形態に対する配慮や屋外広告物の撤去・改修が進められるなど、良好な景観に配慮したまちづくりが定着しつつあります。

課題（対応の方向性）

- ・地域の特色や良好な自然環境を活かした松本らしい景観形成の取組みの継続
- ・景観形成に関する取組みをより有効にするための仕組み検討（眺望景観に関する配慮や景観形成基準の見直し）

(2) 基本方針

方針 1 特徴的な山岳部の自然景観や農山村景観の保全

北アルプスをはじめ山岳部の自然景観や農山村景観が望める眺望点を把握・共有し、前景となる市街地景観の形成と一体的に良好な眺望景観の保全・形成を図ります。

方針 2 松本の美しさを感じ、誇りを感じられる景観形成

市内に数多く分布する歴史・文化に関連する景観資源を保全し、これらと調和する市街地景観を形成することで、来街者が松本の美しさを感じ、暮らす市民が誇りを感じられる景観形成を図ります。

方針 3 一体的に魅力ある都市景観、まちなみの形成

松本城や旧開智学校など、本市を代表する歴史文化資源については、周辺の公園緑地や市街地も含めて一体的に魅力ある都市景観、まちなみを形成します。

方針 4 地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立

都市計画マスタープランや景観計画をもとに、地域の住民が主体となって地域の景観のあり方を検討することで、地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立を目指します。

(3) 整備方針

山岳部の景観

- 北アルプスや美ヶ原高原などの山岳部では、無秩序な開発行為等によって自然破壊や景観阻害が行われることがないよう、自然公園法の規制により景観的な対応を図ります。
- 世界水準の観光資源を活かした世界に冠たる山岳リゾートの実現を目指し、山岳部の良好な景観と環境の保全を図ります。
- 市街地から北アルプスや美ヶ原高原の山々への眺望の保全又は復活に向けて、高度地区や景観地区等の制度を活用しながら建物の高さや看板の規制を図ります。

農山村の景観

- 農山村景観については、地域コミュニティとなりわいの担い手を確保することによって、持続的かつ自立的な景観保全を図ります。
- 農山村景観の荒廃を防止するためにも、荒廃農地の回復も含め、景観と調和した農業の継続を支援します。
- 郊外部の幹線道路沿道では、無秩序な開発や建築の抑制、屋外広告物等の規制等を通じて、田園景観の保全を図ります。

歴史的な景観

- 城下町の風情を伝える歴史的なまちなみや通りを構成する建造物や史跡等の保存を図るとともに、松本市近代遺産の保全・活用を図ります。
- 中心市街地にふさわしい賑わいと風格のあるまちなみの形成に向け、建築物の新築・改修に対し、景観誘導や修景支援を行います。
- 歴史的景観に配慮した道路改良や電線類の地中化等によって、城下町にふさわしい景観形成を図ります。
- 旧街道など市域周辺に残された歴史的景観の保全・活用を図ります。

市街地の景観

- 商業や金融の中心地として発展してきた歴史的経緯を踏まえ、建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等に対する制限を適切に導入するなど、賑わいと風格のある景観の創出を図ります。
- 幹線道路沿道では、沿道の住宅地における生垣設置も含め、街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成に努めます。
- 大規模な工場や商業施設では、敷地内の緑化によって開放感のある緑豊かな景観が形成されるよう支援・指導を行います。

4 - 7 都市防災の方針

(1) 現況と課題

現況

- ・地形・地質等の特性から、市街地には浸水や液状化などの危険性が高い区域が分布し、周辺の中
山間地域等には土砂災害などの危険性が高い区域が分布します。
- ・城下町のまちなみを残す中心市街地や古くからの住宅地や温泉街等には、老朽建築物や狭い道
路が多く残ることから、地震時に大規模な火災等へ拡大する危険性があります。
- ・こうした市内の災害リスクを広く周知するため、土砂災害及び浸水に関するハザードマップや災
害危険度判定調査結果を公表してきました。
- ・松本市立地適正化計画では、災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外するなど、都市計
画の分野からも災害対策に取り組んでいます。

課題（対応の方向性）

- ・近年多発する想定を上回る豪雨災害や大規模地震への対応
- ・ソフト・ハードの両面から防災・減災や都市の強靱化への取り組み
- ・大規模な被災から早期に復興するための事前準備

(2) 基本方針

方針1 災害抑止機能を持つ自然資源の整備・保全

地震、火災、水害などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害抑止機能を持つ森林や河川、農地や緑地などの自然資源の整備・保全を図ります。

方針2 防災機能を担う基盤を備えた災害に強い都市づくり

延焼遮断帯や緊急輸送道路及び避難路としての機能を担う幹線道路や、延焼遮断帯や防災拠点及び一時集合場所としての機能を担う公園緑地の充実を図るほか、上下水道、電力・ガス等のライフラインの耐震化を進めることで、災害に強い都市づくりを進めます。

方針3 災害の拡大を未然に食い止める都市づくり

市街化に伴う保水機能の低下や、延焼危険性の高い密集市街地の形成を防ぐため、水と緑を重視した都市づくりを進めるとともに、木造密集地域の耐震化・不燃化、狭隘道路の改善など、災害の拡大を未然に食い止めるための都市づくりを推進します。

方針4 市街地の復旧・復興に関する事前検討

大規模な災害によって市街地内に大規模な被害が発生することも想定して、市街地の復旧・復興の方向性に関する事前検討や、災害廃棄物の処理空間、仮設住宅設置箇所等に関する事前検討を進めます。

(3) 整備方針

治水対策

- 奈良井川・田川などでは、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。
- 河川・水路への急激な雨量流入を抑制するために、公共施設及び民間施設において舗装されていない緑化空間の確保に努めるほか、雨水浸透・貯留施設の設置拡大を推進します。
- 新規宅地開発に対しては、開発行為指導基準に基づき、雨水流出量の増加に対処するための防災調整池の設置及び管理等について指導を徹底します。
- 河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全性を確保するための対策を検討します。また、民間建築物に対しても、災害リスクを低減するためのソフト対策を検討・推進します。

土砂災害対策

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制を実施し、既存住民及び移転住民に対する危険周知に努めます。また、土砂災害対策の実施と併せて、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進など、ソフト対策についても検討します。
- その他の急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなど土砂災害の恐れがある区域では、砂防ダムや擁壁などの防災施設の整備を進めます。

震災対策

- 大規模地震発生時に広域救急・緊急輸送路となる主要幹線道路の整備と併せて、橋梁、トンネル、擁壁などの重要構造物の耐震化を促進します。
- 災害発生時における市街地内の防災・避難空間を確保するため、避難路、延焼遮断帯、避難地等の機能を持つ街路、公園、広場等の整備を進めます。
- 木造住宅が密集する地域では、避難や緊急車輛の進入、消火救急活動を円滑に行うための生活道路の改良（拡幅整備、隅切りの整備、ブロック塀等の撤去）を進めます。
- 延焼危険性が高い地域では、防火地域・準防火地域の指定拡大を通じて不燃化促進を図ります。なお、耐火建築物等への建替えが困難な歴史的まちなみに関しては、消防水利や消火資器材の増設、地域の消防力向上等を通じて、初期消火の徹底及び延焼拡大の防止に努めます。
- 中心市街地等では、防災拠点へのアクセス道路を中心に、まちづくりの視点も含めた無電柱化を推進するほか、外壁・窓ガラス・看板等の落下防止対策の強化を図ります。
- 被害想定や災害危険度判定を通じて、市街地復興が必要になると想定される地区では、危険性軽減を目的とする防災まちづくりと併せて、迅速かつ円滑な復興を目的とする事前復興まちづくりを推進します。

避難対策

- 災害の種類に応じた避難地・避難場所を指定・配置するとともに、避難者への情報・物資・サービスの提供、プライバシーの確保、感染症対策など、様々な面に配慮して避難場所の環境改善を図ります。
- 松本駅周辺では、多数の帰宅困難者が発生することも想定し、避難地や一時滞在施設の確保、外国人観光客も含めた帰宅困難者向けの情報提供手段の整備を検討します。
- 主要な避難経路では、安全で円滑な避難が可能となるよう、無電柱化の促進、ブロック塀の撤去、車両駐車の禁止などの対策を検討・推進します。

5 新たな都市整備の方針

5 - 1 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針

(1) 現況と課題

現 況

- ・市街化区域内の人口が概ね維持されている一方で、市街化調整区域内及び都市計画区域外の中山間地では人口減少と高齢化が急速に進んでいます。
- ・松本市立地適正化計画では、都市全体の視点で効果的に拠点を配置、維持・充実することで、郊外部でも安心して暮らし続けることができる持続可能な都市づくりの方針を定めました。

課題（対応の方向性）

- ・都市計画制度と農林業施策との一体的取組みによる郊外部のコミュニティ維持
- ・郊外部の暮らしを支える都市機能の維持、利便性の確保

(2) 基本方針

方針1 新たな住民の受け入れによる地域コミュニティの維持

比較的利便性が高く、今後も新たな住宅開発等が進む可能性がある集落地や住宅地では、新たな基盤整備や周辺への市街地拡大を生じさせないことを前提として、地域住民や転入者受入のための開発を許可し、地域コミュニティの維持を図ります。

方針2 中山間地の活性化施策と連携した地域コミュニティの維持

人口減少・少子高齢化が急速に進む中山間地では、持続可能な農業の推進と集落機能や地域再生の両立を図るために必要な場合には、農地の活用と、定住・移住等を受け入れるための都市計画制度の運用を検討し、地域コミュニティを維持します。

方針3 公共交通ネットワークの維持・強化と暮らしを支える拠点の配置・形成

自家用車を利用しない世代・世帯であっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、都市の拠点到達に連絡する公共交通ネットワークを維持・強化するとともに、各地域において暮らしを支える拠点の配置・形成を進めます。

(3) 整備方針

集落環境の保全

- 既存宅地や耕作放棄地等を活用した建替えや住宅開発は許容しつつ、農地や自然環境の環境悪化につながるような無秩序なミニ開発を抑制します。
- 生活道路の改善等によって、集落地内の生活環境の向上を図ります。
- 農業の担い手となる認定農業者の育成・確保、規模拡大に取り組む農家や認定農業者への農地の集積・流動化を通じて、耕作放棄地の抑制を図ります。

郊外部における生活利便性の維持

- 都市機能の集積状況や公共交通運行状況等を踏まえ、生活サービス施設の維持とコミュニティの維持に資するコミュニティ拠点の配置・形成を進めます。
- 市街化調整区域の中で日常の生活利便性が低い地区では、コミュニティ拠点及びその周辺における地区計画制度の活用等により、当該地区を利用圏とした店舗や事務所等の維持・誘導を図ります。また、そこに位置する集落介在農地等については、農用地区域の見直しを検討します。
- 地区内からコミュニティ拠点への移動については、地区との調整状況により適切な移動手段の確保を検討します。
- 郊外部の生活利便性を補完するため、コミュニティ拠点と、都市中心拠点（中心市街地）地域拠点、生活拠点等と連絡する公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。

地域コミュニティを支える定住人口の確保

- 市街化区域に近接又は隣接し、既に基盤整備がなされた市街化調整区域では、都市計画法34条11号の運用による建替えや新規住民の転入を通じて、地域コミュニティの維持を図ります。
- 地域住民が主体となったコミュニティ維持や活性化を目的とするまちづくりを実現するため、市街化調整区域における地区計画制度の活用を支援します。
- 都市計画区域外の中山間地では、クラインガルテンや観光農業など、都市部と農村部の交流施策の展開を通じて地域の活性化を図ります。
- 地域特性に応じた移住・定住等を促進するため、農地付き空き家等の利活用に向けた検討を推進します。
- 都市活動を支える重要で代替性の無い施設等が立地する地域では、その役割に応じて地域コミュニティが維持されるよう都市計画制度の活用を検討します。

5 - 2 都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針

(1) 現況と課題

現況

- ・工業の事業所数・従業者数は減少が続き、製造品出荷額は東日本大震災前の水準まで回復できていません。
- ・新松本工業団地分譲が完了し、本市への産業立地の需要は今後も続くことが予想されます。
- ・「商都松本」として発展してきましたが、商業の事業所数・従業員数は微増で推移しています。
- ・観光に関しては、新型コロナウイルスの影響により、観光客の減少やニーズや需要の変化が生じています。
- ・農林業では、農業就業者の減少や高齢化、後継者不足が続き、経営耕地面積も減少傾向です。

課題（対応の方向性）

- ・社会経済情勢や本市の産業政策と連携した計画的な産業誘導や先進企業の誘致等の推進
- ・商業者や土地所有者等による将来像の共有と有効な土地利用の検討
- ・自然観光資源や歴史的資源の魅力向上とアクセス性の向上
- ・遊休荒廃農地や荒廃した森林の増加懸念に対する対応

(2) 基本方針

方針1 多様な産業の集積と新たな産業の育成

ライフスタイルに応じた働き方を選択することができるよう、企業誘致等により多様な産業の集積を図るとともに、本市の特性を生かした新たな産業の育成を図ります。

方針2 競争力が高く、持続可能な産業構造の構築

空港や高速道路による広域交通利便性、豊かな自然や歴史、高度な都市機能の集積がもたらす都市の求心力を活かし、競争力が高く、持続可能な産業構造の構築を目指します。

方針3 自然環境や居住環境に配慮した計画的な土地利用

新たな産業の集積、又は既存の産業の衰退によって、自然環境や居住環境が悪化することがないよう、産業分野と都市計画分野が連携して計画的な土地利用を推進します。

(3) 整備方針

工業

社会経済情勢の変化を見据えつつ、既存地域産業との連携と本市の特性を活かした成長分野の育成につながる新たな産業振興に向けた土地利用を検討します。

- 今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えつつ、受け皿の確保や支援策等の充実により、工場等の誘致を推進し都市活力の創出を図ります。
- 市街化区域内の工業系用途地域では、既存工場等の立地を維持するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定など、必要に応じた土地利用規制の見直しを検討します。

商業

- 都市中心拠点、地域拠点、生活拠点では、既存商業機能を維持しつつ、暮らしを支える商業機能などの立地誘導を図ります。
- 中心市街地では、空き家・空き店舗等の既存ストックを有効活用しながら、商業活性化とまちなか居住を推進します。
- 公共空間（道路、河川、広場等）の民間利活用の推進により、市民・事業者が一体となった賑わい創出を図ります。

観光業

- 国内外からの観光客の回復・増大に向け、松本城と周辺地区を、2つの国宝が存在する歴史観光エリアとして整備を進めます。
- クラインガルテン等の観光農業との連携、飲食店や土産品等の地元商店街との連携、伝統工芸との連携など、観光を軸とした関連産業の活性化に資する都市空間の質の向上を図ります。
- 上高地、乗鞍高原、美ヶ原高原等における持続可能な観光地整備と併せて、自然観光資源と松本平を結ぶ、観光インフラや交通アクセスを整備・充実します。

農林業

- 森林の持つ多様な機能（木材生産、水資源涵養、土砂流出防止、癒し及び地球温暖化防止機能など）が発揮されるよう、森林資源を計画的に保全・活用します。
- 農用地区域をはじめとする優良農地では、生産性向上に向けた農業生産基盤の整備とともに、規模拡大・経営改善に必要な施設整備を推進します。
- 確保すべき優良な農地を保全しつつ、地域の課題解決に資する必要な範囲で、農地を含めた柔軟な土地利用を検討します。